

桜井市老人保健福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

令和3(2021)年3月

桜井市

ごあいさつ

市民の皆様には、日頃より市政に対するご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、介護保険制度の創設から 20 年が経過し、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超え、全国で 550 万人に達しています。それに伴い、介護サービス事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しており、今後も介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7（2025）年を見据えた中期的な取組が必要となります。



本市においては、今後、総人口は減少しますが、75 歳以上の後期高齢者数は増加から高止まりが見込まれており、要支援・要介護認定者数の増加や認定率の上昇が続くと予測されています。

こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を図り、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

今回、策定しました「桜井市老人保健福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画」では、「住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、これまでの取組を一層深化・推進するとともに、いわゆる「2025 年問題」や「2040 年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、介護保険サービスの充実を図り、介護予防・重度化防止の取組の推進や地域での支援体制の整備、そして、新型コロナウイルス感染症などの新たな課題にも全力で取り組んでまいります。

なお、本計画の策定により介護保険料も改定となり、被保険者の皆様には、更なるご負担をお願いすることとなりますが、皆様にご負担いただく介護保険料は、介護保険制度が持続可能な制度として維持するために必要不可欠な財源となっておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました介護保険運営協議会の委員の皆様をはじめ、実態調査等にご協力いただきました市民の皆さんに厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

桜井市長

松井 正剛

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 老人保健福祉計画・介護保険事業計画について	2
3. 老人福祉法、介護保険法の規定	3
4. 社会福祉法の規定	3
5. 国の基本指針	4
6. 計画の位置づけと期間	5
7. 日常生活圏域の設定	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
1. 高齢者の状況	8
2. 要支援・要介護認定者等の状況	10
3. 認知症高齢者数の推計	12
第3章 調査結果から見る課題と傾向	13
1. 各種調査の実施状況	13
2. ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果	14
3. 調査結果のまとめ	23
第4章 前期計画の評価と課題	24
第5章 介護保険事業の実績	38
1. 介護保険サービス量の検証	38
2. 介護保険サービス給付費の検証	42
3. 地域支援事業費	44
第6章 計画の理念と体系	45
1. 計画の基本理念	45
2. 施策目標	46
3. 基本目標	47
4. 施策体系	49
第7章 施策の展開	50
基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進	50
(1) 地域包括支援センターの機能強化	50
(2) 高齢者を支える地域の体制づくり	52
(3) 在宅医療・介護連携の推進	53
(4) 高齢者の住環境の充実	54
基本目標2 健康で生きがいのある暮らしの推進	55
(1) 介護予防と健康づくりの推進	55
(2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進	58
(3) 高齢者福祉サービスの充実	59

基本目標 3 認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保.....	60
(1) 認知症高齢者への支援の充実.....	60
(2) 虐待防止と権利擁護の推進.....	61
(3) 感染症対策と防災・防犯体制の強化.....	62
基本目標 4 介護保険サービスの充実.....	63
(1) 介護保険サービスの充実と質の向上.....	63
(2) 介護保険事業の適正な運営.....	65
第 8 章 介護保険事業の推進.....	66
1. 居宅サービス.....	66
2. 地域密着型サービス.....	73
3. 介護施設サービス.....	78
4. 基盤整備について.....	80
5. 介護保険サービスの量の見込み.....	81
6. 介護保険事業費の見込み.....	85
7. 保険給付費等の見込額.....	88
8. 介護保険料の算定.....	90
第 9 章 計画の推進に向けて.....	97
1. 計画の推進体制.....	97
2. 計画の評価.....	98
資 料.....	104
1. 桜井市介護保険運営協議会規則.....	104
2. 桜井市介護保険運営協議会委員名簿.....	105
3. 計画の策定経過.....	106

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景

我が国の高齢者人口（65歳以上）は、令和2（2020）年8月1日現在、3,613万9千人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.7%となっています。今後も高齢者人口は増え続ける見込みであり、団塊の世代すべてが後期高齢者（75歳以上）になる令和7（2025）年には高齢者は3,677万人（高齢化率30.0%）、第2次ベビーブームに生まれた世代が65歳以上となる令和22（2040）年には3,921万人（高齢化率35.3%）になると予測されています。

本市においても高齢化は進んでおり、今後は要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が見込まれることから、介護予防施策や認知症高齢者への対応を地域全体で取り組む必要があります。

「桜井市老人保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）（以下、「前期計画」という）では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進と、介護保険サービスの質の向上、医療と介護の連携、認知症施策の推進等、高齢者の生活を支える体制や仕組みづくりに取り組んできました。

今後は、前期計画での取組を一層深化・推進するとともに、先に示したいわゆる「2025年問題」や「2040年問題」という中長期的な問題にも対応できるよう、保険者の機能強化、サービスや地域での支援を支える人材の確保等にも積極的に取り組む必要があります。

新たな計画となる「桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）（以下、「本計画」という）では、こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本市において、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22（2040）年を見据え、地域住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を持続可能な形で深化・発展させていくために策定します。

2. 老人保健福祉計画・介護保険事業計画について

高齢者を地域で支えるため、全国の市町村では、平成7（1995）年度から高齢者保健福祉計画、平成12（2000）年度からは高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、施策を推進しています。介護保険制度施行から7期にわたる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には、大きく2つの節目がありました。

1つ目の節目は、平成18（2006）年度からの「地域包括ケア」の理念・制度の導入です。本市においても、地域包括支援センターを中核機関として、高齢者に関する総合相談・権利擁護・ケアマネジメント・ネットワーク機能の強化等により、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいます。

2つ目の節目は、平成27（2015）年度からの医療介護総合確保推進法の施行です。長期的な社会保障財源を確保する「社会保障と税の一体改革」により、平成26（2014）年に消費税率が8％に、令和元（2019）年には10％に引き上げられました。そして、社会保障制度改革プログラム法の医療・介護分野の個別法として同法が施行され、在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化等、介護施策の効果を高める取組が拡大されています。

◆老人保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ◆



3. 老人福祉法、介護保険法の規定

「老人福祉計画」は老人福祉法で規定され、同法第20条の8第1項には、「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定める」とされています。ここでいう「老人居宅生活支援事業」は介護保険法施行前のいわゆる在宅福祉サービスのことで、介護保険制度施行後は介護保険サービスにスライドしていることが、老人福祉法でも規定されています（第5条の2、第10条の4）。

なお、従来、老人保健法で規定されていた「老人保健計画」の策定義務はなくなっていますが、本市では、保健施策と福祉施策の調和を保つ必要性から、その内容を盛り込むものとし、「老人福祉計画」を「老人保健福祉計画」と呼称します。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法で「市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定める」と規定されているとともに、老人福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に作成されなければならないとされています（老人福祉法第20条の8第7項、介護保険法第117条第7項）。

4. 社会福祉法の規定

平成29（2017）年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。これは、全世代型社会保障をめざす社会保障改革の一環とも言えます。

同法107条により、「市町村地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、各福祉分野で共通して取り組むべき事項を定め、推進していくこととされています。

5. 国の基本指針

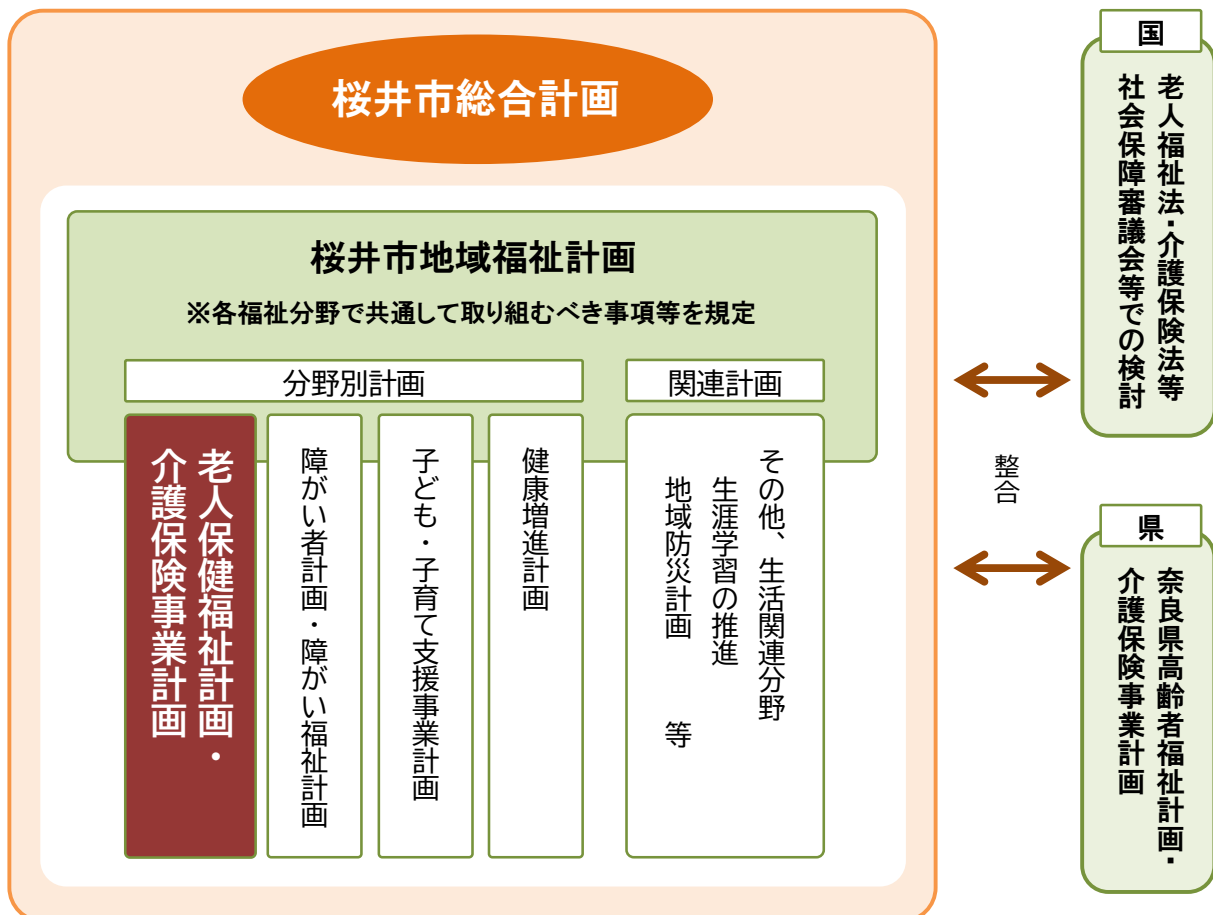
3年ごとの市町村の介護保険事業計画策定に当たっては、国が次期策定に向けての基本指針を示すことが介護保険法第116条により定められています。第8期介護保険事業計画について国の基本指針で示された記載を充実する事項は次表の7項目であり、本市のこれまでの取組と現状・課題に加え、これらの点に留意して計画を策定しました。

基本指針による記載を充実する事項	内容
1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備	○2025・2040年を見据えた推計人口等から導かれる介護需要等を勘案したサービス基盤、人的基盤を踏まえた計画の策定
2. 地域共生社会の実現	○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	○一般介護予防事業の推進に関する「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組 ○総合事業の対象者や単価の弾力化 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載） ○在宅医療・介護連携の推進（看取りや認知症への対応強化等） ○要介護・要支援者へのリハビリテーションの目標 ○PDCAサイクルに沿った推進
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化	○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況 ○整備に当たって有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進	○「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進 ○啓発や地域づくり等、他の分野との連携
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善等、介護現場革新の具体的な方策 ○総合事業等の担い手確保に関する取組 ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組
7. 災害や感染症対策に係る体制整備	○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

6. 計画の位置づけと期間

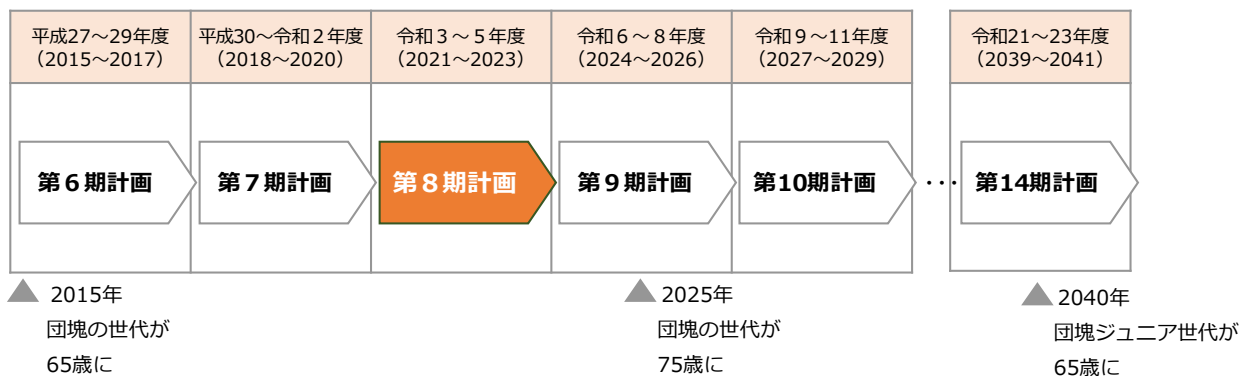
(1) 計画の位置づけ

「老人保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関して定める計画です。本計画では、両計画を一体的に策定します。



(2) 計画の期間

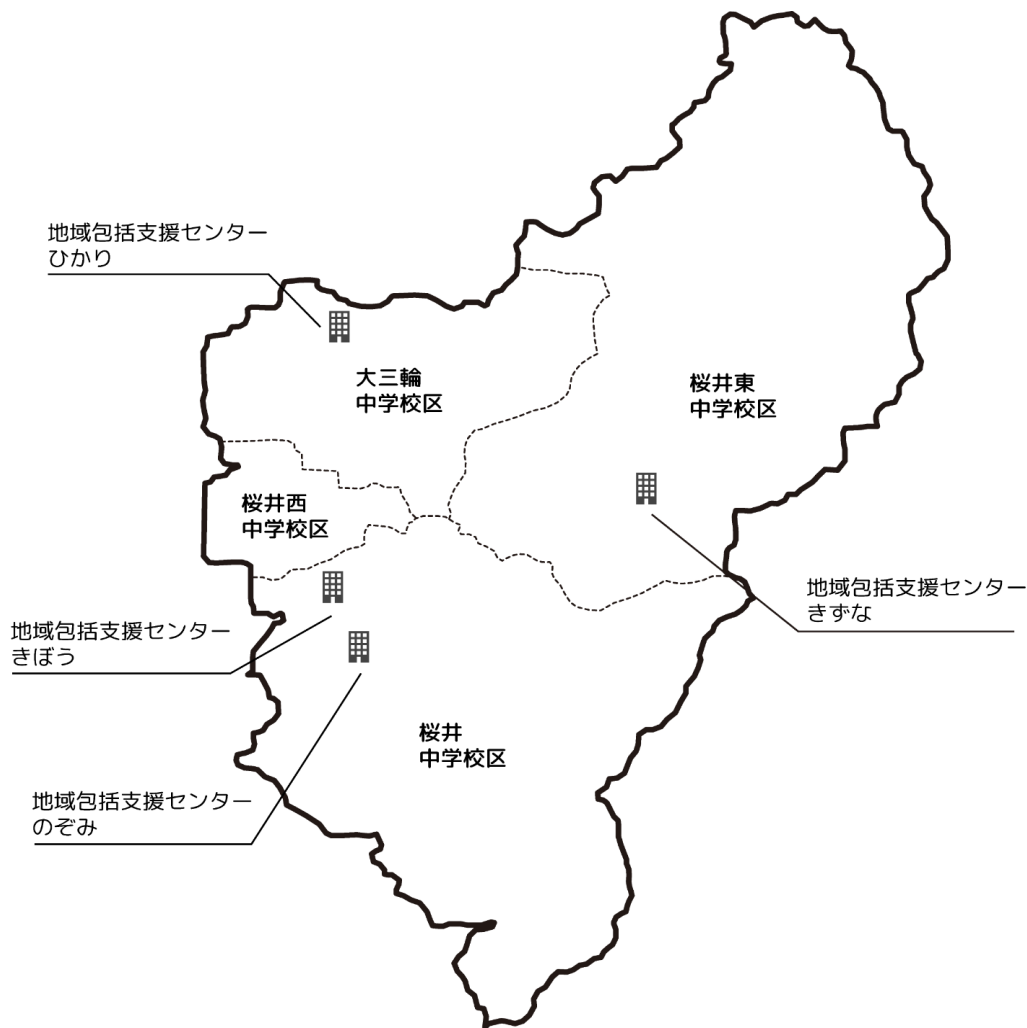
本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間としますが、人口推計及び介護給付費等の推計等、国の基本指針が示す必要事項については、令和22（2040）年度までの長期展望を示すこととします。



7. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは「市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

本市では、市内の日常圏域を支える基盤（人口規模や介護サービス施設の状況及びその他の福祉施設等の資源）である中学校区を圏域として設定しており、本計画においてもこれまでの圏域の考え方を継承して、各種サービスの充実と地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。



■地域包括支援センターの設置状況

名称	中学校区	所在地
地域包括支援センターのぞみ	桜井	桜井市大字阿部 1070
地域包括支援センターきずな	桜井東	桜井市大字出雲 1642
地域包括支援センターひかり	大三輪	桜井市大字辻 53
地域包括支援センターきぼう	桜井西	桜井市大字阿部 323

第2章 高齢者を取り巻く現状

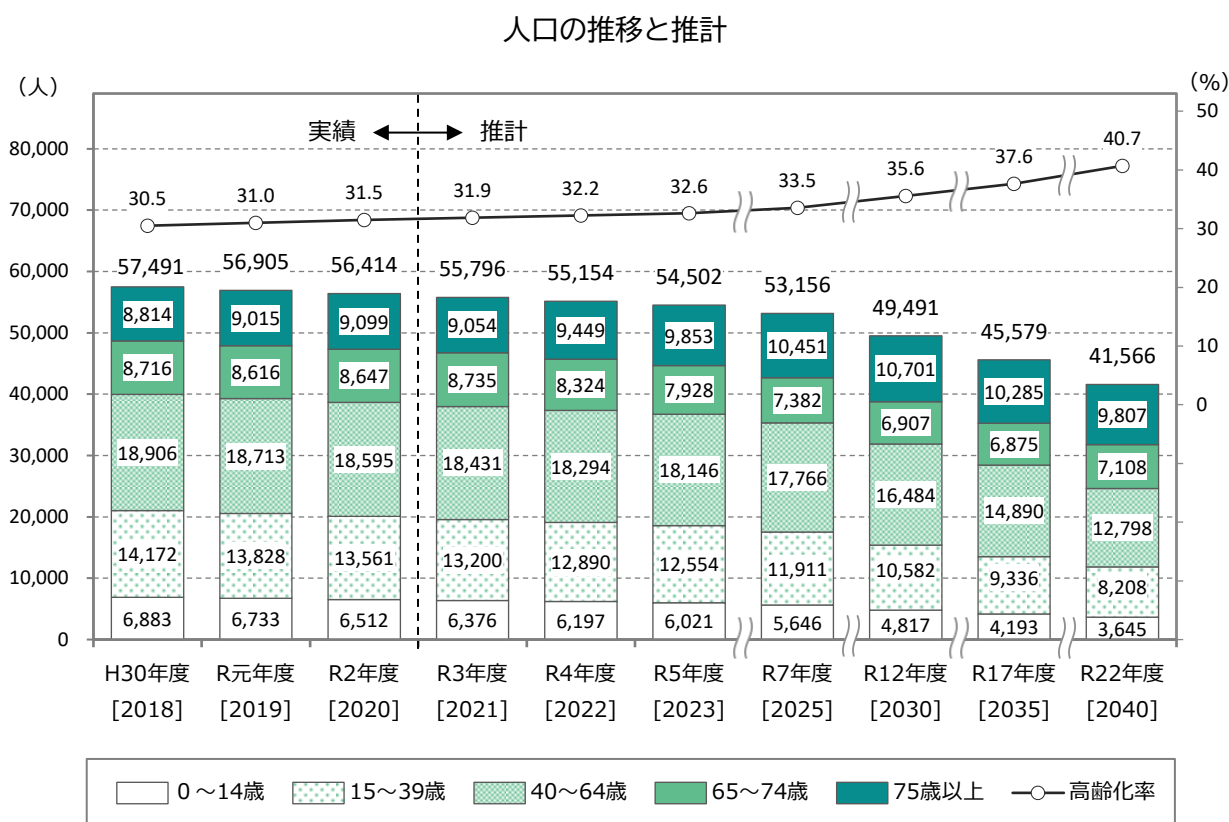
1. 高齢者の状況

(1) 人口の推移と推計

本市の総人口は減少で推移しており、それに伴って少子高齢化も進行しています。

令和2（2020）年10月1日時点では、高齢者（65歳以上）は17,746人、高齢化率は31.5%となっています。

今後、高齢化率は中長期的に緩やかな上昇が見込まれますが、特に後期高齢者（75歳以上）数については、令和12（2030）年頃まで増加し、以降も高止まりが予測されています。

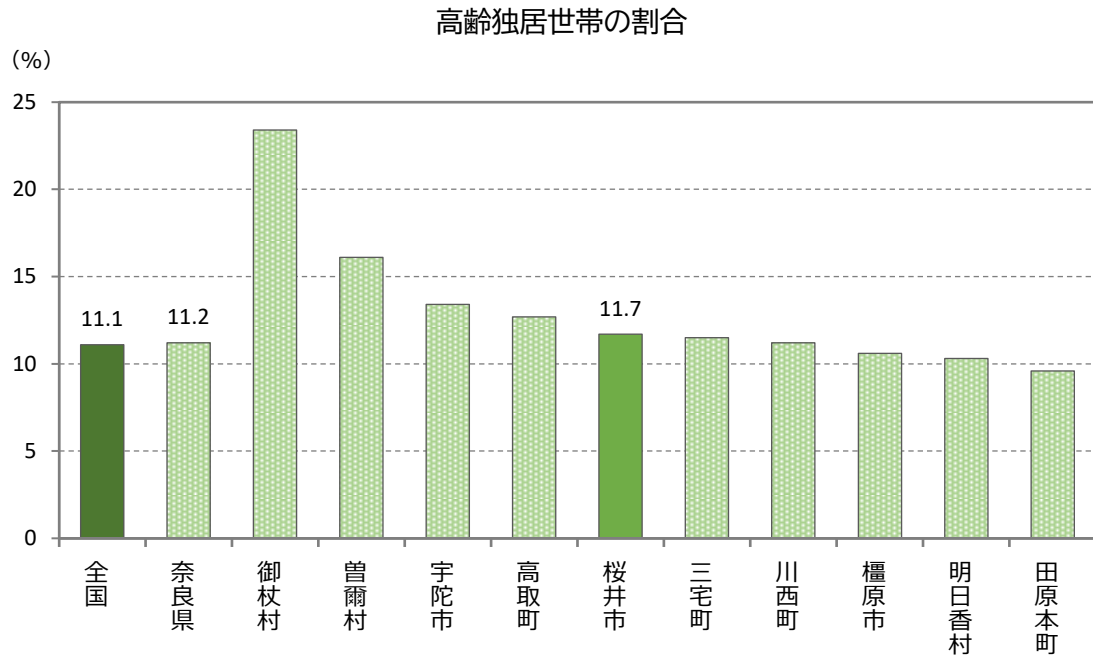


資料：平成30年度～令和2年度：住民基本台帳（各年10月1日時点）

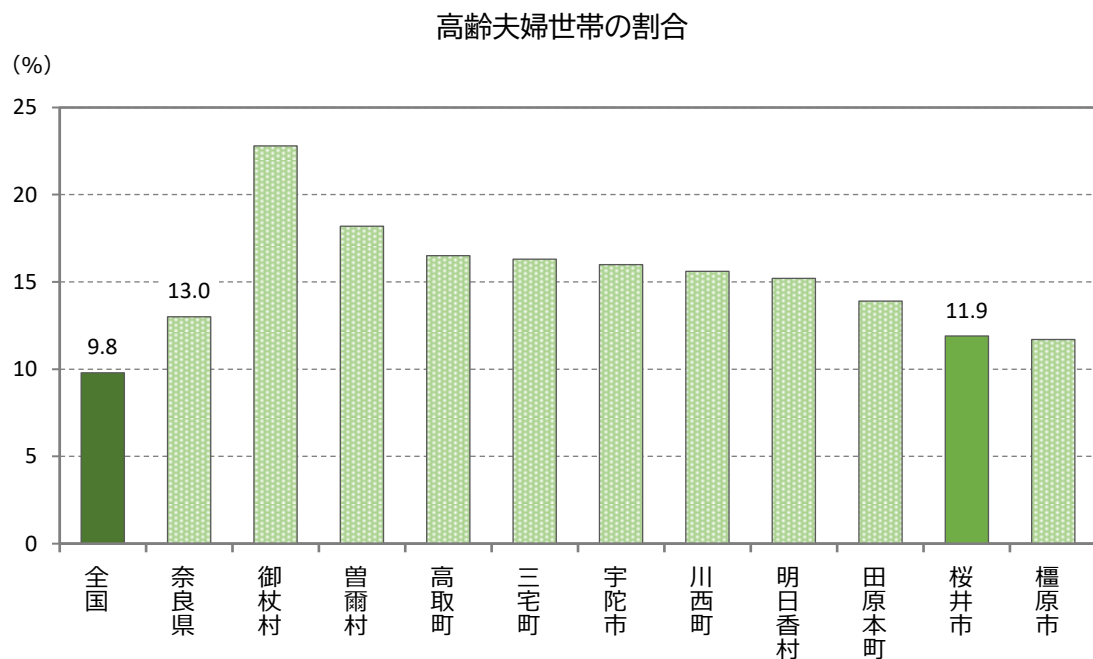
令和3年度～令和22年度：コーホート変化率法による人口推計

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者独居世帯の割合を見ると、全国及び県と比べてあまり変わりませんが、高齢夫婦世帯の割合を見ると、全国と比べて高く、県と比べて低くなっています。



(時点) 平成 27 (2015) 年 (出典) 総務省「国勢調査」



(時点) 平成 27 (2015) 年 (出典) 総務省「国勢調査」

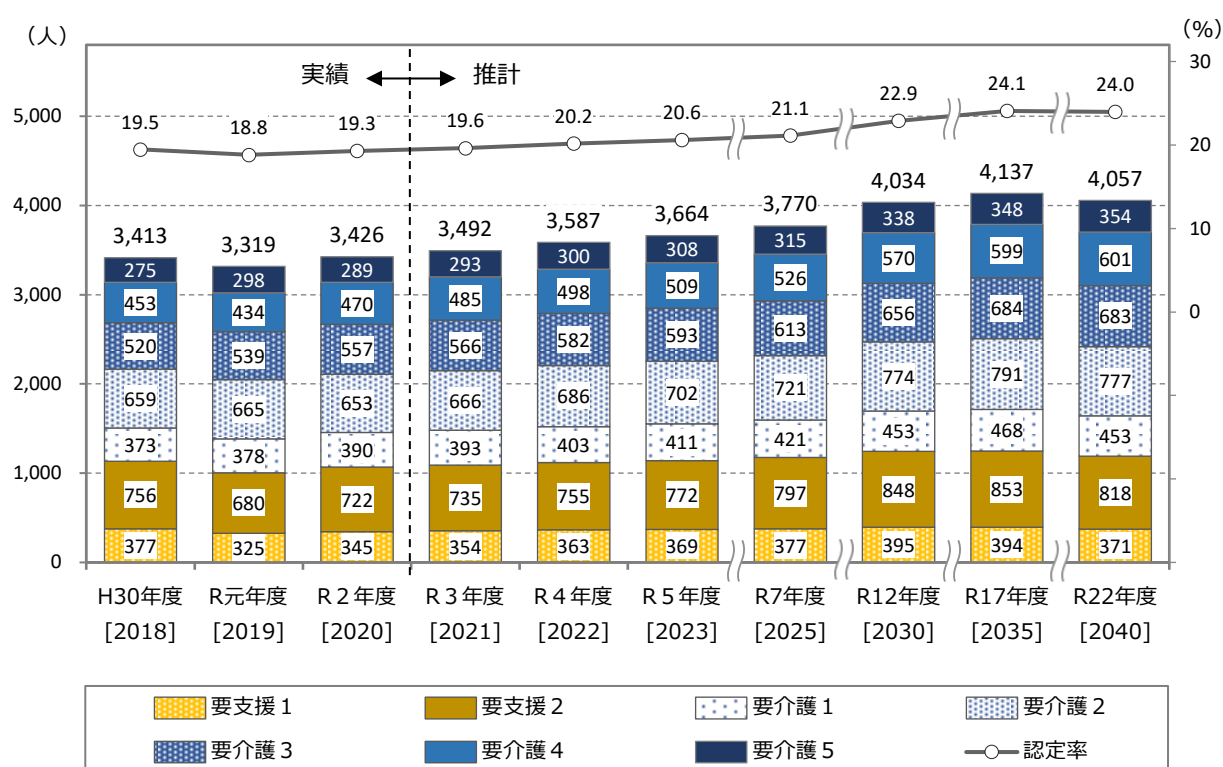
2. 要支援・要介護認定者等の状況

(1) 認定者数及び認定率の推移と推計

認定者数は年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

令和2（2020）年9月時点では、認定者数は3,426人、認定率は19.3%となっています。

認定者数及び認定率の推移と推計

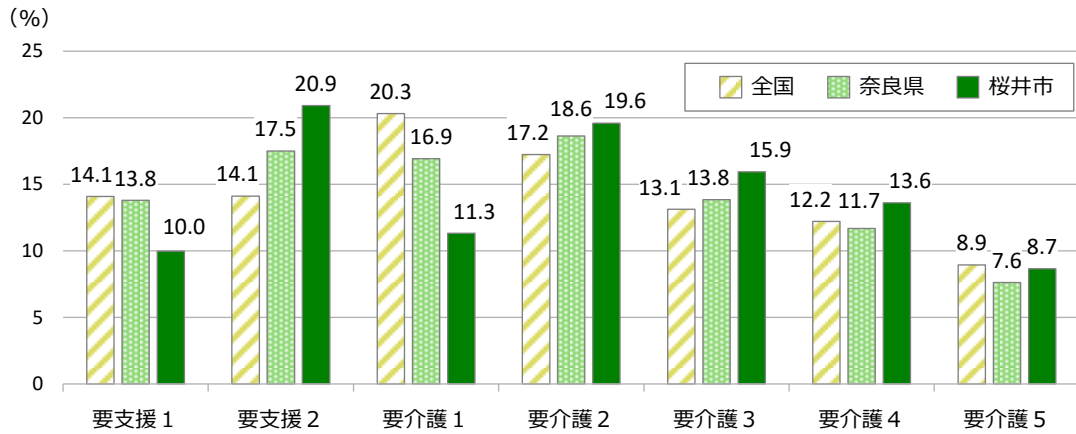


（資料）平成30年度～令和2年度：介護保険事業状況報告（9月月報）

令和3年度～令和22年度：見える化システムによる自然体推計

(2) 認定者の割合

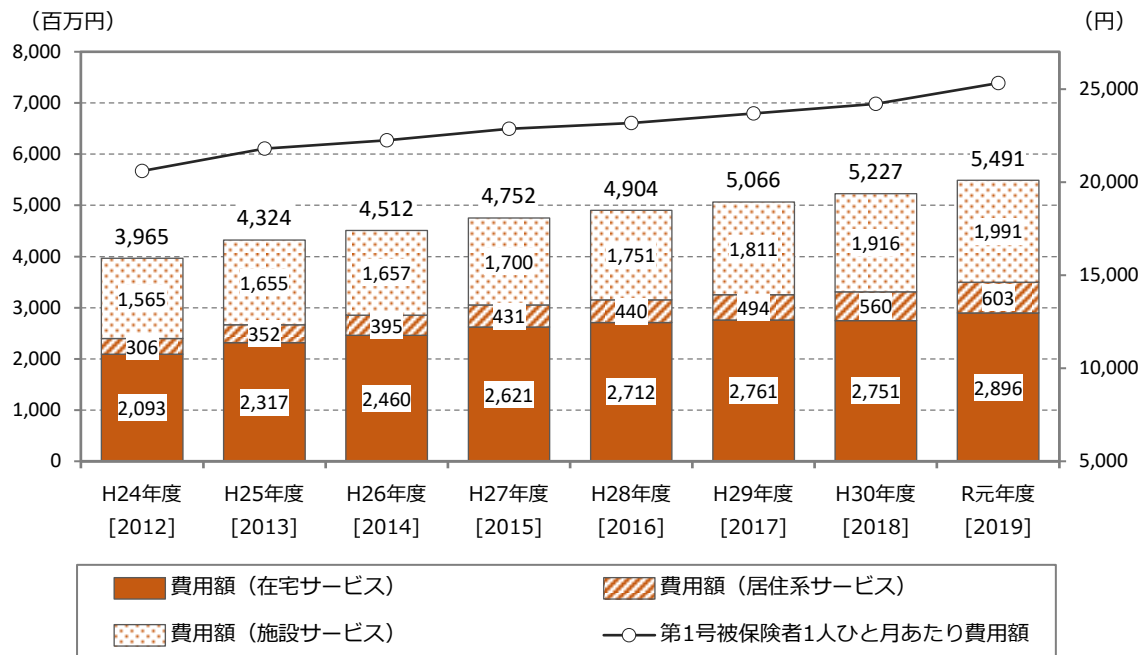
認定者の割合は、全国及び県と比べて、要支援2と要介護2～4で割合が高くなっています。



(資料) 地域包括ケア「見える化」システム (時点) 令和元年度

(3) 介護費用額の推移

介護費用額の総額及び第1号被保険者1人ひと月あたり費用額はそれぞれ増加しています。



(資料) 平成23年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」

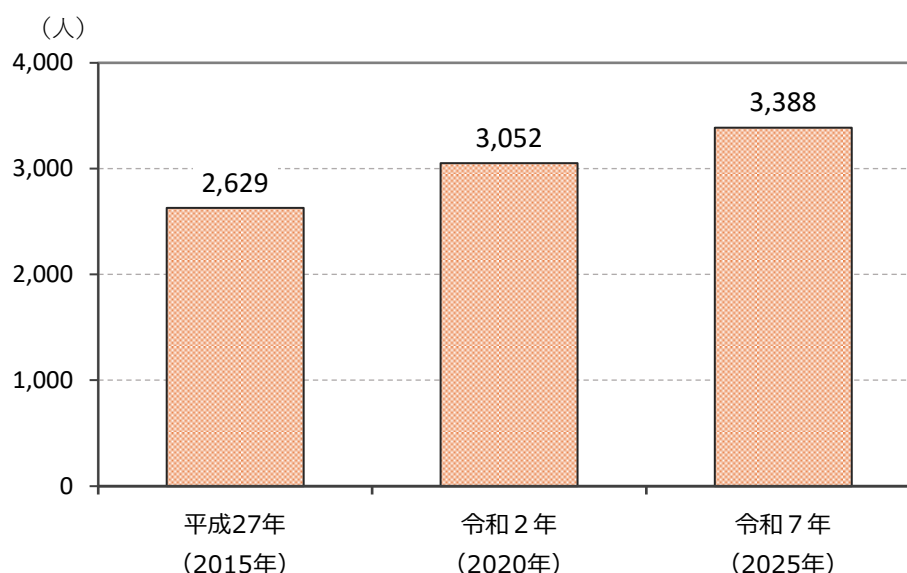
令和元年度：「介護保険事業状況報告(月報)」令和2年2月サービス提供分まで

3. 認知症高齢者数の推計

平成 27（2015）年 1 月に発表された「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）では、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）から、新たに推計した認知症の有病率を基に、認知症高齢者の推計を行っています。

この研究では、各年齢層の認知症有病率が平成 24（2012）年以降一定と仮定した場合、令和 7（2025）年の有病率は 19.0%になるとしており、このデータから本市における認知症高齢者を推計すると、以下のようになります。

認知症高齢者の推計



	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)
高齢者人口	16,746 人	17,746 人	17,833 人
認知症高齢者の推計	2,629 人	3,052 人	3,388 人
認知症有病率	15.7%	17.2%	19.0%

（資料）平成 27 年、令和 2 年は住民基本台帳（10 月 1 日時点）、令和 7 年はコーホート変化率法で推計した高齢者（65 歳以上）人口に有病率を乗じて算出

第3章 調査結果から見る課題と傾向

1. 各種調査の実施状況

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

目 的	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という）は、本市にお住まいの65歳以上の人（要介護認定者を除く）を対象に、暮らしや健康の状況（運動機能・転倒・口腔機能・閉じこもり・栄養状態・認知機能・地域での活動等）をお伺いし、現状や課題等を把握するとともに、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和2年3月30日～4月14日

◆配布・回収状況

	配 布 数	有効回収数	有効回収率
合計	2,000 人	1,327 人	66.4%

(2) 在宅介護実態調査

目 的	在宅介護実態調査は、本市にお住まいの65歳以上の人（在宅で生活している要支援・要介護認定）を対象に、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として本人や介護者の生活状況や施策ニーズをお伺いし、現状や課題等を把握するとともに、本計画策定の基礎資料とするために実施しました。
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	令和2年2月19日～令和2年3月27日

◆配布・回収状況

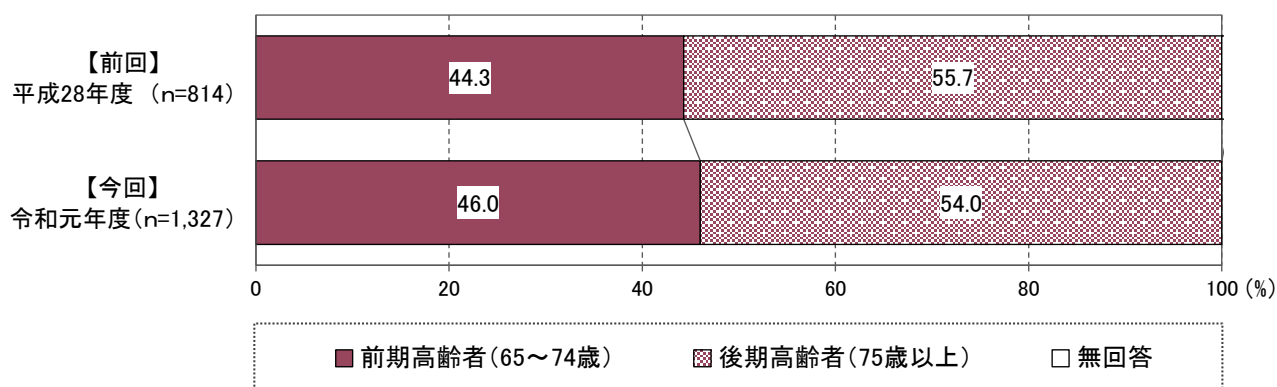
	配 布 数	有効回収数	有効回収率
合計	1,000 人	444 人	44.4%

2. ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果

前期計画策定時調査（平成 29（2017）年 2 月実施／以下、「前回調査」という）と本計画策定時調査（令和 2（2020）年 2 月実施／以下、「今回調査」という）を課題に沿って比較し、調査結果の検証を行いました。なお、グラフの「n」は「母数」（設問に対する回答者数）を表します。

（1）回答者の年齢

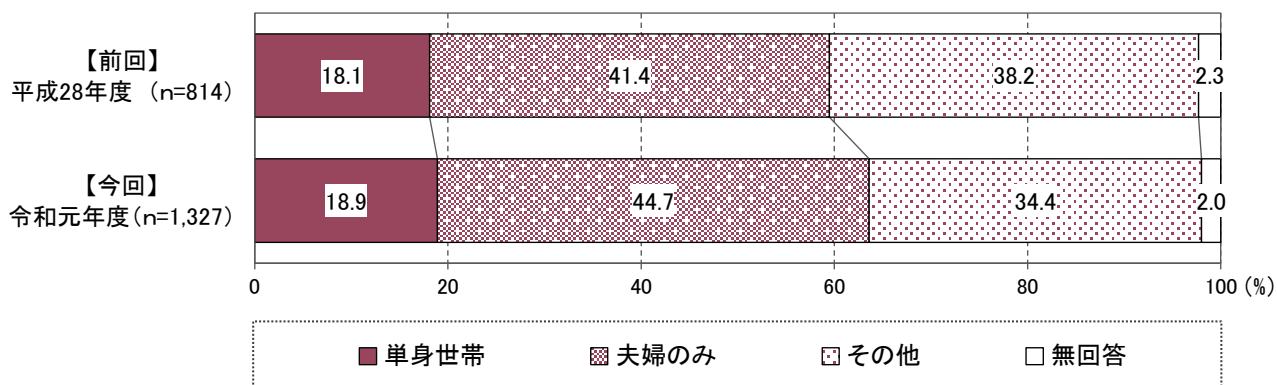
■回答者の年齢（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では「前期高齢者（65～74歳）」が+1.7%となりました。

（2）高齢者世帯の家族構成

■家族構成（ニーズ調査）

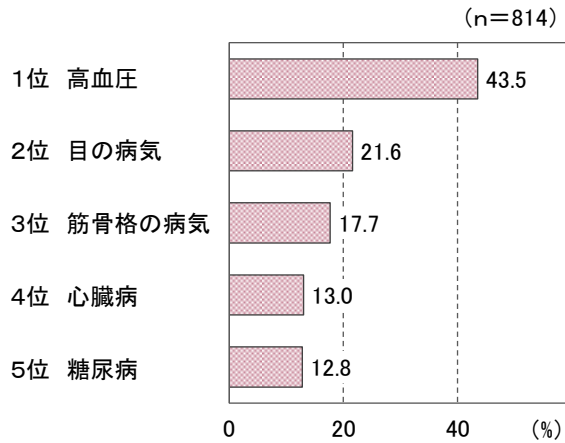


前回調査と比べて、今回調査では「単身世帯」が+0.8%、「夫婦のみ」世帯が+3.3%となりました。

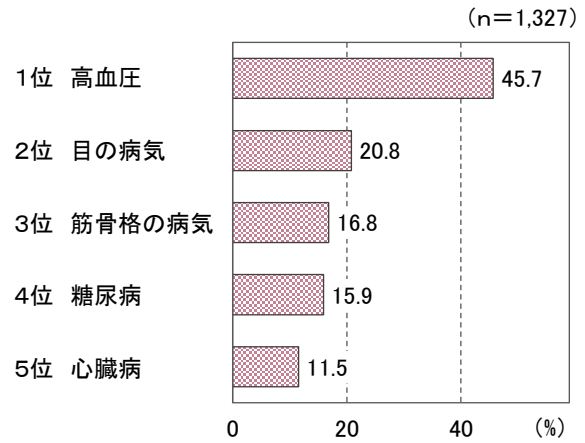
(3) 高齢者の身体の状態と健康に関する意識

■治療中、または後遺症のある病気（ニーズ調査）

◆【前回】平成28年度



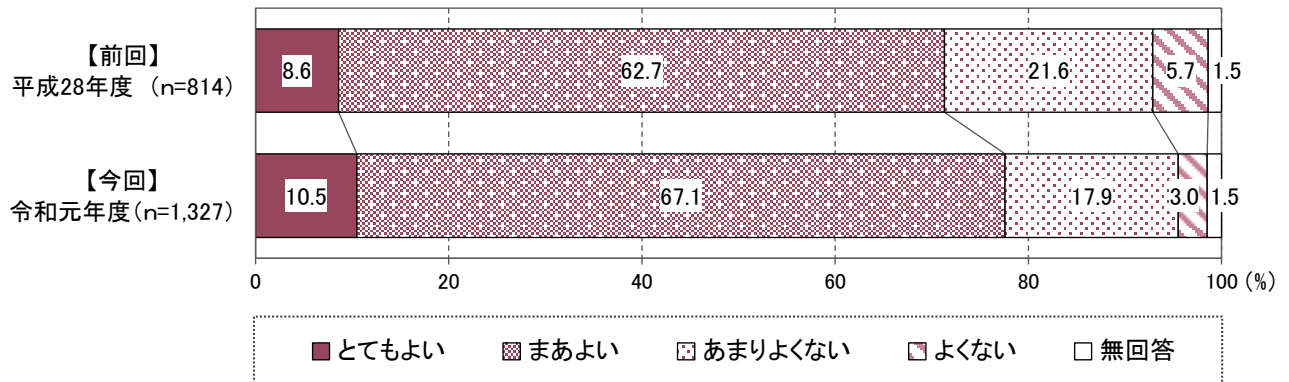
◆【今回】令和元年度



※いずれも上位5番目までグラフ化

前回調査と比べて、今回調査では「高血圧」が+2.2%、「糖尿病」が+3.1%となりました。

■主観的健康感（ニーズ調査）

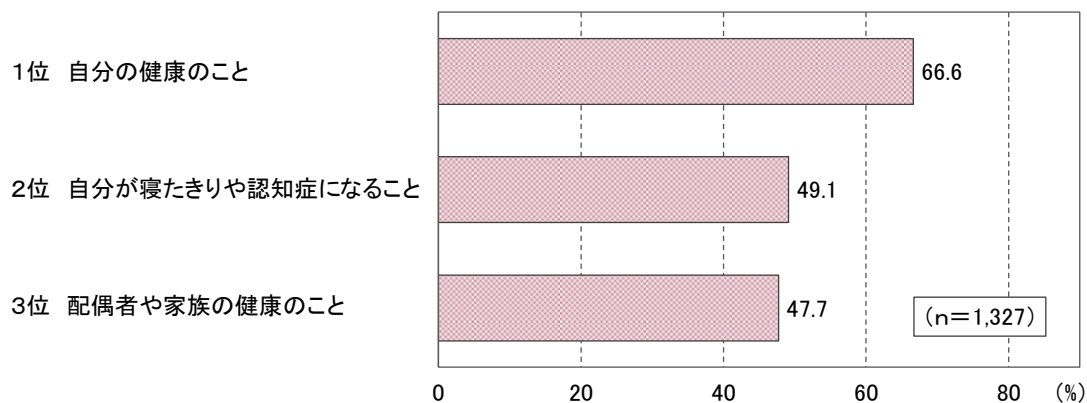


前回調査と比べて、今回調査では「とてもよい」は+1.9%、「まあよい」は+4.4%となったことから、全体的に健康感はやや向上している結果となりました。

(4) 認知症への適切な対応

■現在の生活で不安を感じていること（ニーズ調査）

◆【今回】令和元年度

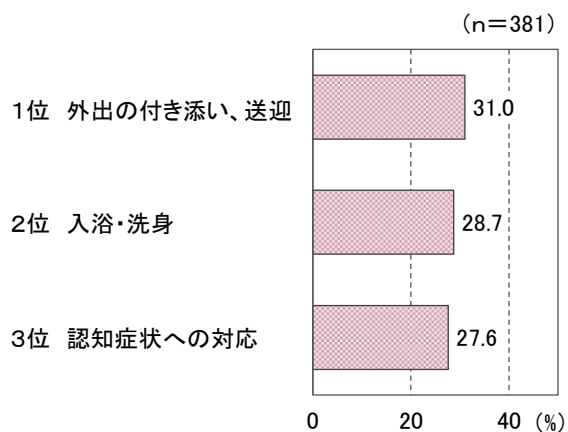


※上位3番目までグラフ化

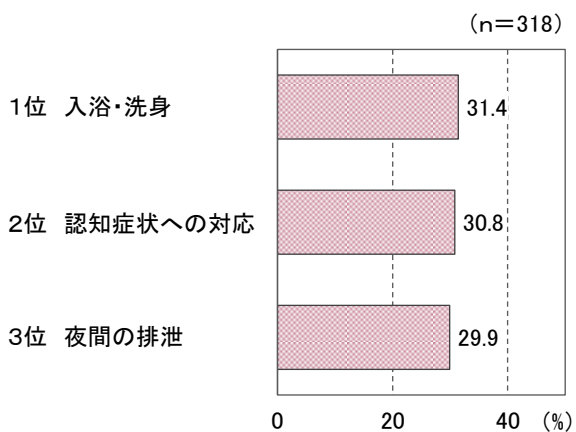
今回調査で見ると、「自分の健康のこと」が最も高く、次いで、「自分が寝たきりや認知症になること」、「配偶者や家族の健康のこと」の順となっています。（前回調査にこの設問設定はありません）

■主な介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査）

◆【前回】平成 28 年度



◆【今回】令和元年度

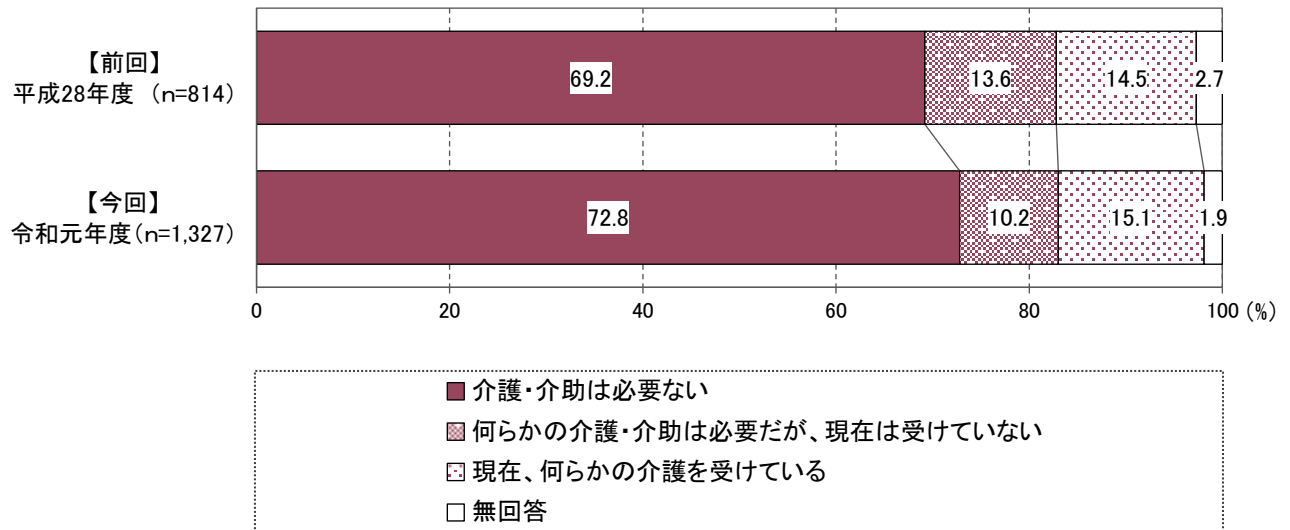


※いずれも上位3番目までグラフ化

前回調査と比べて、今回調査では「入浴・洗身」は+2.7%、「認知症状への対応」は+3.2%となっており、「夜間の排泄」が3番目に高い割合となりました。

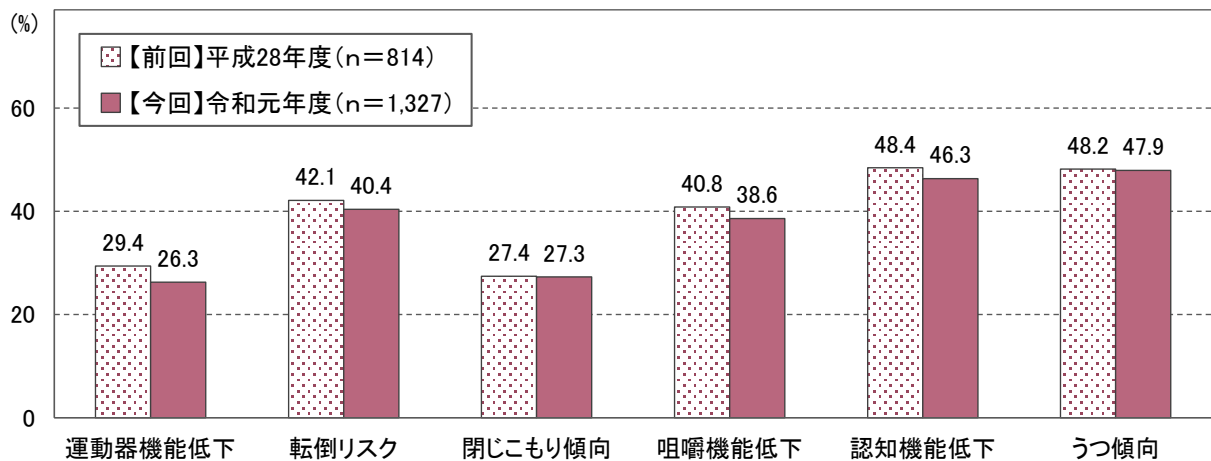
(5) 介護予防の推進

■介護・介助の必要性（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では「介護・介助は必要ない」が+3.6%となりました。

■リスク判定結果（ニーズ調査）



リスク判定では、該当者の割合が低いほど改善傾向にあると判断します。

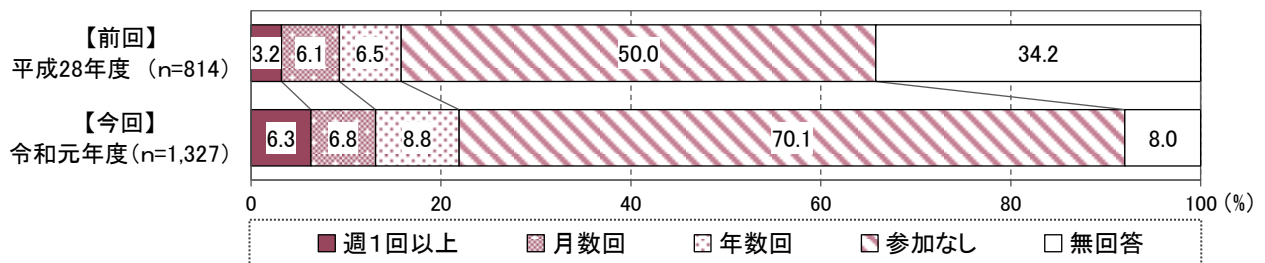
前回調査と比べて、今回調査は全項目ともリスクが低下傾向にあるため、全体的に改善傾向にあると考えられます。

(6) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

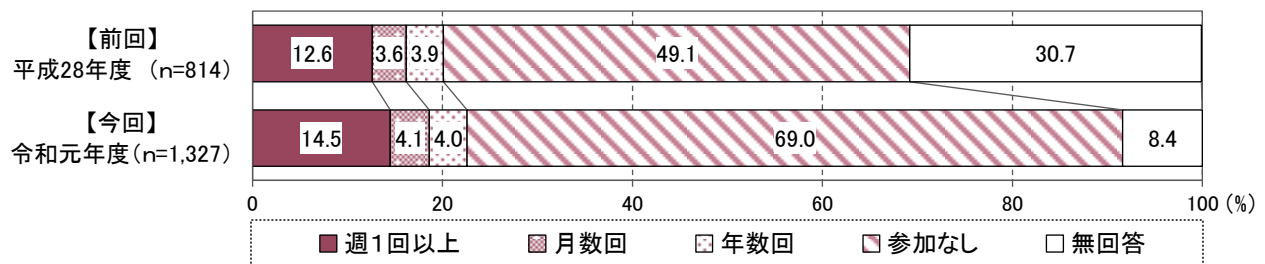
会やグループ等への参加頻度については、前回調査と比べて、今回調査では概ね次のような傾向が見られました。なお、無回答については「参加なし」とみなしています。

- ・ ①から④について、週1回以上～年数回において参加頻度が上昇している。
- ・ ⑤老人クラブについて、参加頻度が減少している。
- ・ ⑥自治会活動について、週1回以上の参加頻度は減少しているが、年数回では参加頻度が上昇している。
- ・ ⑦収入のある仕事について、週1回以上の参加頻度が上昇している。

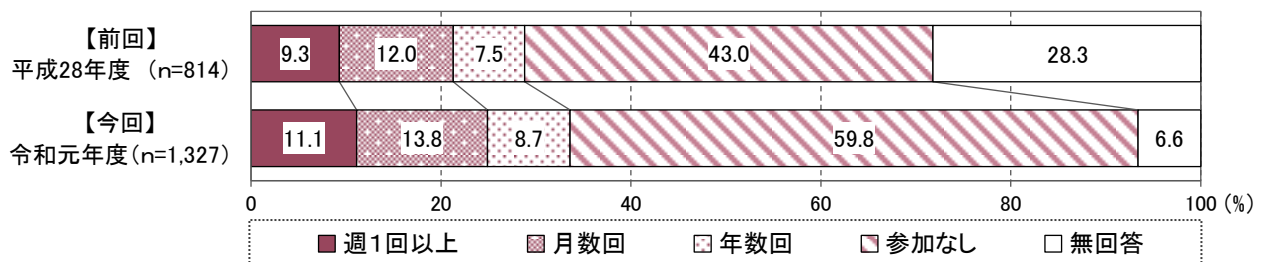
①ボランティアのグループ（ニーズ調査）



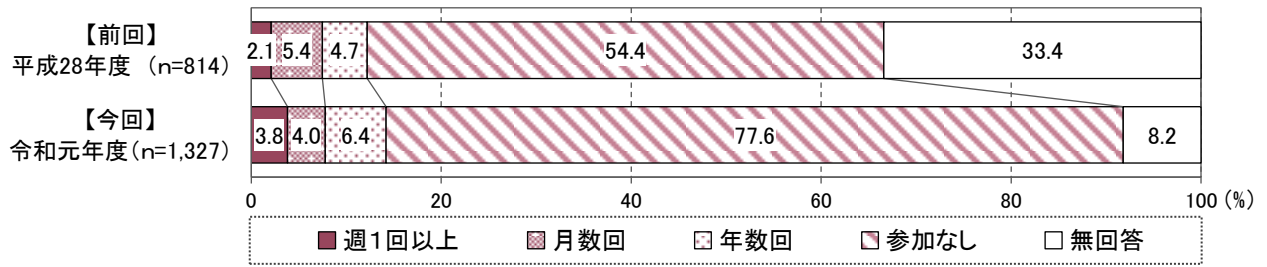
②スポーツ関連のグループやクラブ（ニーズ調査）



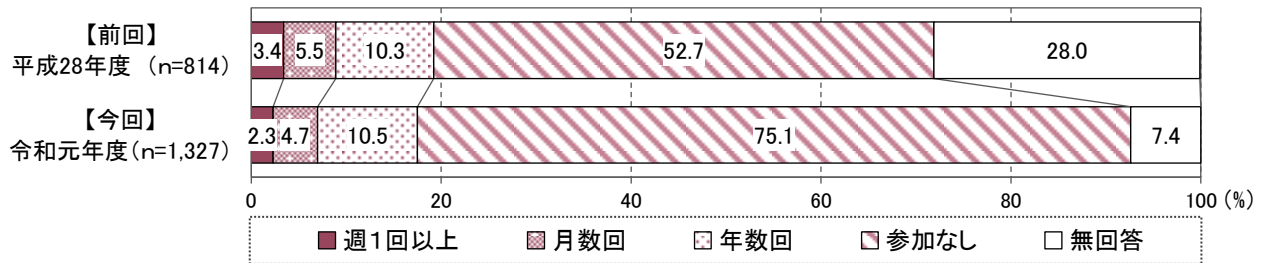
③趣味関係のグループ（ニーズ調査）



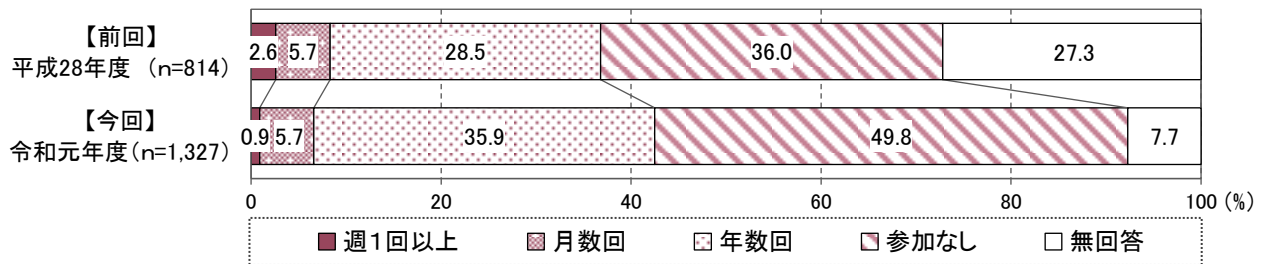
④学習・教養サークル（ニーズ調査）



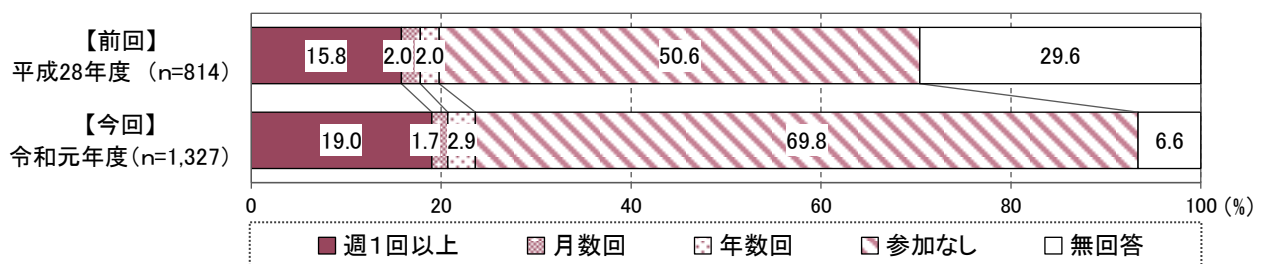
⑤老人クラブ（ニーズ調査）



⑥自治会（ニーズ調査）

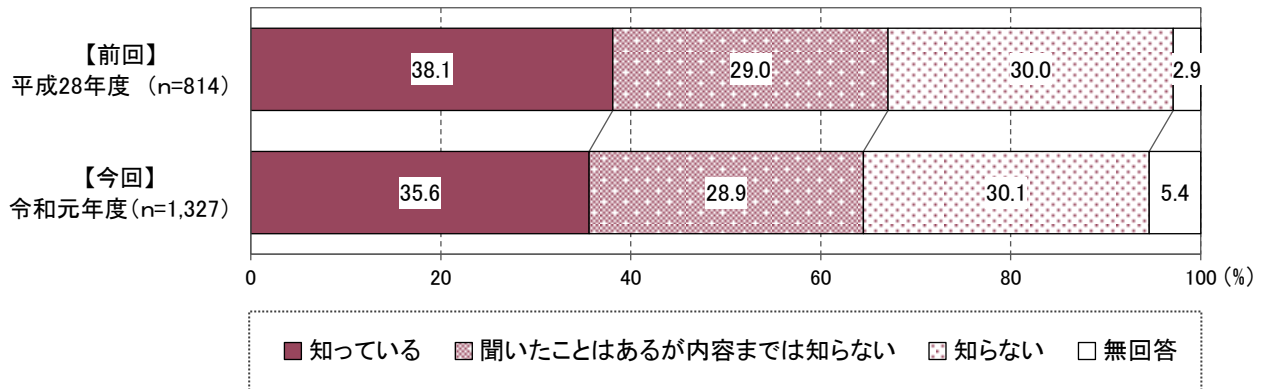


⑦収入のある仕事（ニーズ調査）



(7) 地域包括支援センターについて

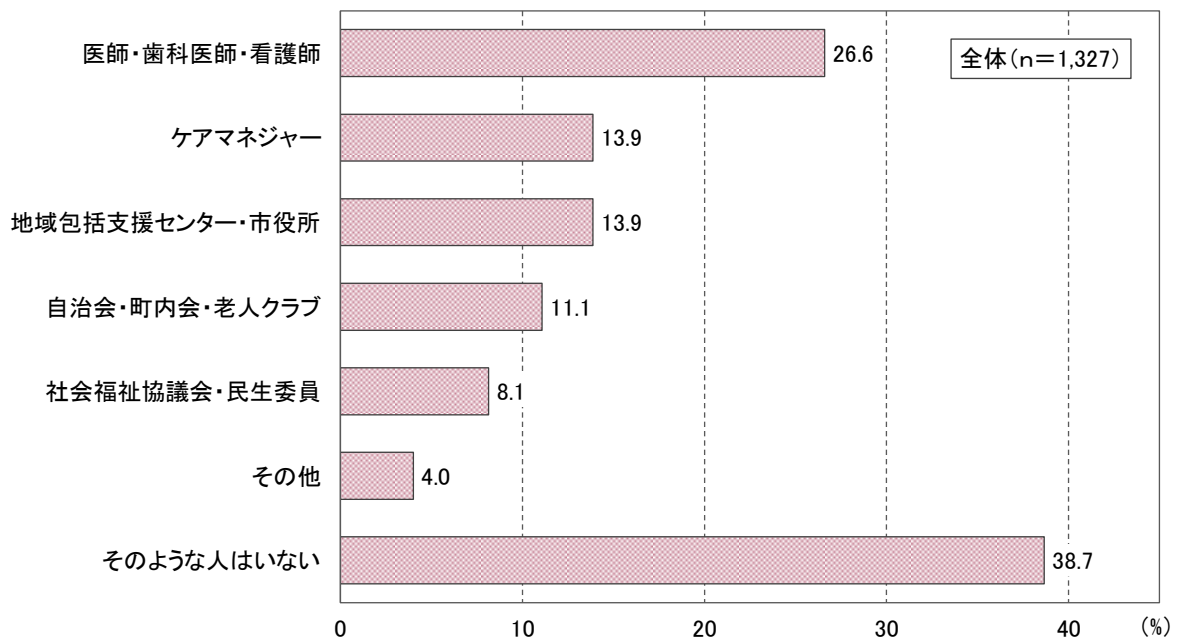
■地域包括支援センターの認知度（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では「知っている」が－2.5%となりました。

■家族や友人・知人以外の相談相手（ニーズ調査）

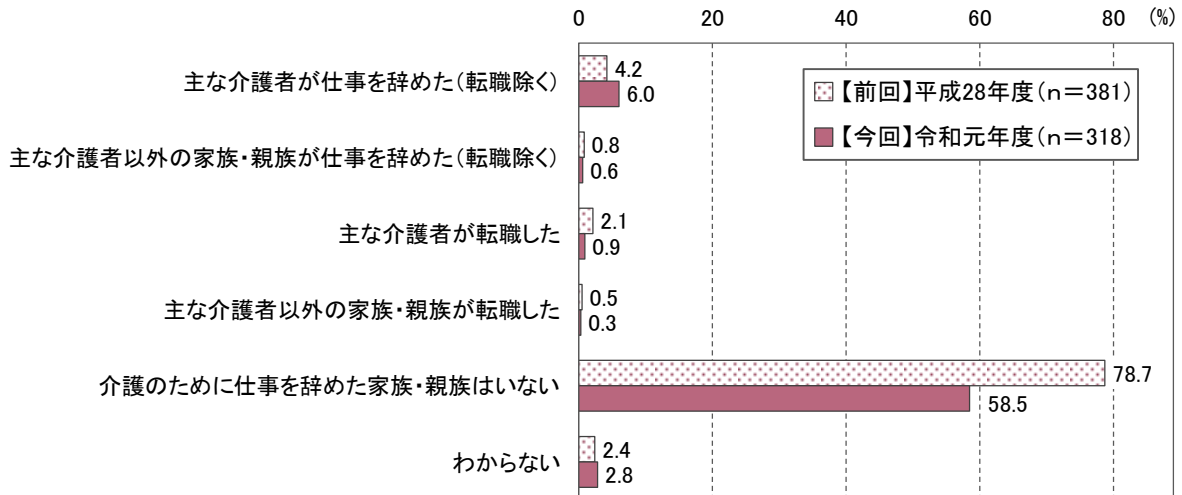
◆【今回】令和元年度



今回調査を見ると、相談相手として「医師・歯科医師・看護師」が最も頼りにされており、地域包括支援センターについては3番目となっています。（前回調査にこの設問設定はありません）

(8) 介護離職ゼロに向けて

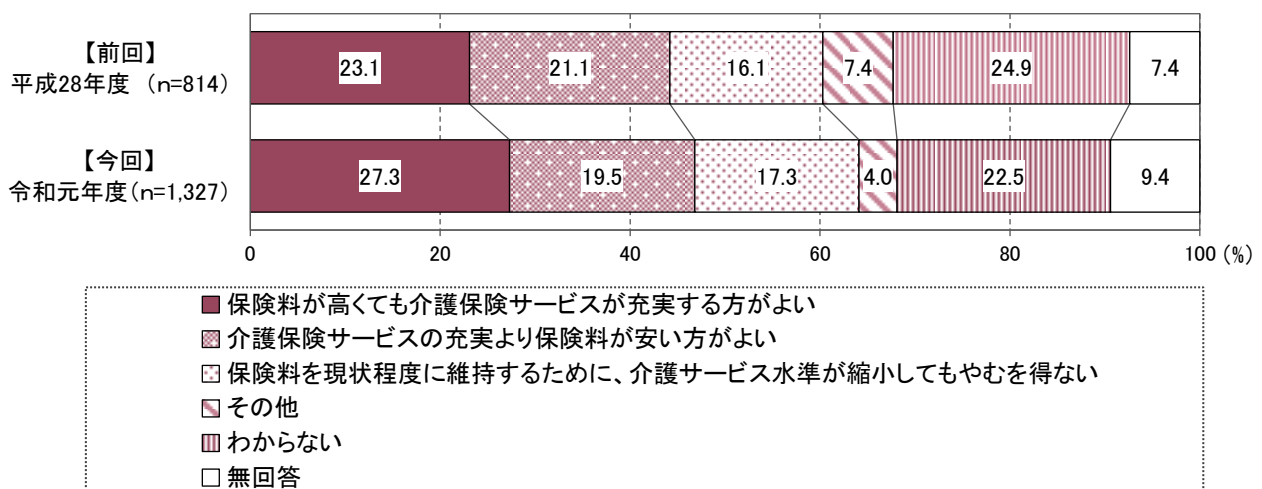
■介護のため過去1年間に仕事を辞めた人（在宅介護実態調査）



前回調査と比べて、今回調査では「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と「主な介護者が転職した」の合計は+0.6%となりました。

(9) 今後の高齢者施策について

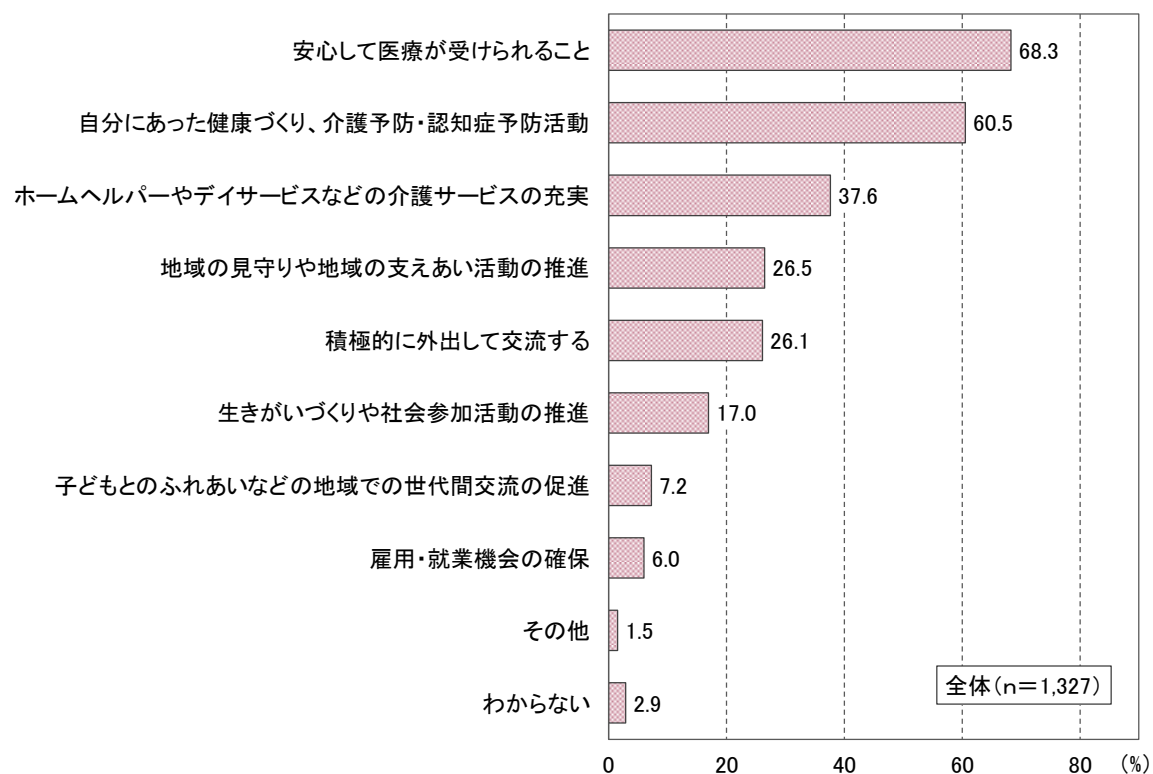
■介護サービスと介護保険料のバランス（ニーズ調査）



前回調査と比べて、今回調査では「保険料が高くても介護保険サービスが充実する方がよい」が+4.2%、「介護保険サービスの充実より保険料が安い方がよい」が-1.6%となりました。

■いつまでも元気に暮らしていくために重要な取組（ニーズ調査）

◆【今回】令和元年度



今回調査で見ると、「安心して医療が受けられること」が最も高く、次いで、「自分にあった健康づくり、介護予防・認知症予防活動」、「ホームヘルパーやデイサービスなどの介護サービスの充実」の順となっています。（前回調査にこの設問設定はありません）

3. 調査結果のまとめ

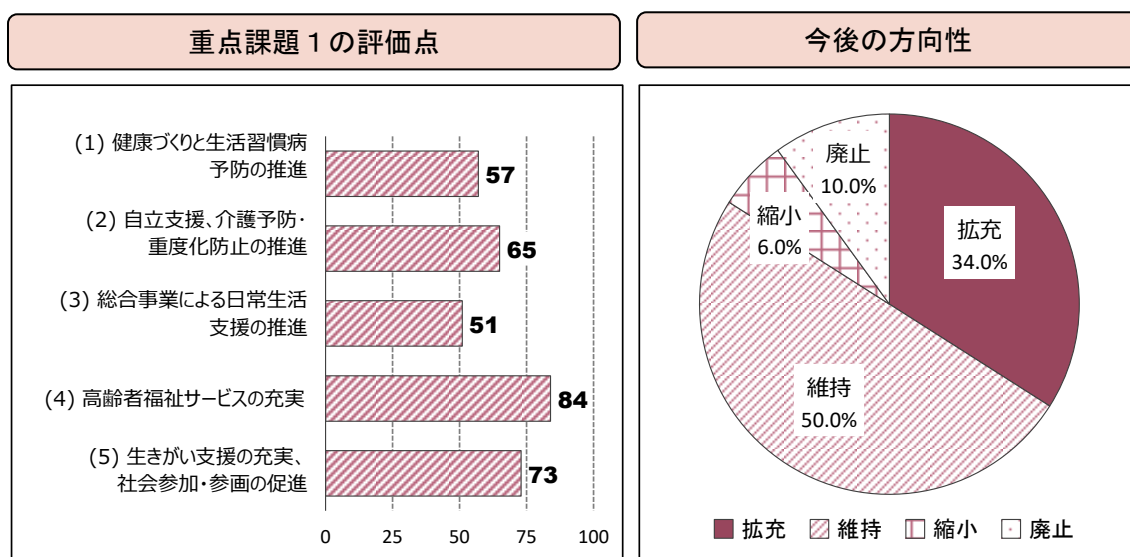
- ◇ 回答者の「後期高齢者（75歳以上）」がやや増加していますが、今後、後期高齢者の増加が見込まれるため、認定率や要介護度の高まりに加えて、認知症高齢者の増加に対応していく必要があります。
- ◇ 高齢者世帯の家族構成については、独居世帯や高齢者のみ世帯の増加が今後も見込まれることから、地域における声かけや見守り活動、災害時の支援体制等の強化が求められます。
- ◇ 前回調査と比べて、今回調査は「高血圧」や「糖尿病」が増加しており、若年期からの生活習慣病予防を含む、介護予防と保健事業の一体化をめざした健康増進施策の推進に努める必要があります。
- ◇ 今回調査では「認知症」になることへの不安を感じている割合が高く、主な介護者が不安に感じる介護については「認知症状への対応」が増加しました。認知症に関する正しい理解を広めるとともに、認知症の高齢者やその家族を支える様々な活動への支援の強化が求められます。
- ◇ 前回調査と比べて、今回調査は“介護・介助が必要”な人は減少し、リスク判定から各項目について改善傾向にあることが見られたため、介護予防・重度化防止に資する施策・事業を一層推進する必要があります。
- ◇ 社会参加や生きがいづくり等への参加頻度については、前回調査と比べて、今回調査は老人クラブ活動以外では概ね上昇傾向にあり、特に「収入のある仕事」についての伸びが顕著な結果となりました。高齢者が地域において生き生きと暮らせるよう、各種団体や地域活動への支援に努めるとともに、高齢者の就労に関しても積極的に支援する必要があります。
- ◇ 地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口であり、高齢者に関する様々な業務を行っています。前回調査と比べて、今回調査では地域包括支援センターの認知度が低下しており、相談窓口としても市民の意識の向上があまり見られないことから、センター業務の周知と利用促進に努める必要があります。
- ◇ 介護離職について、介護を理由とする介護者の離職又は転職の割合は約15人に1人程度（6.9%）となっていることから、引き続き介護離職を防止するための環境整備に努める必要があります。
- ◇ 第7期における全国の介護保険料基準額（月額）は5,869円で、本市は6,000円と全国平均と比べてやや高い設定でした。介護サービスと介護保険料のバランスについては、引き続き高齢者のニーズを見定めながら、中長期的な展望のもとに検討を進める必要があります。
- ◇ 今後の取組として、医療の充実、健康づくり、介護予防、認知症予防、介護サービスの充実等が上位となっていることから、市民のニーズを意識した施策の展開が求められます。

第4章 前期計画の評価と課題

前期計画では、基本理念に「地域でともに暮らせるまちづくり」を掲げ、介護予防の推進と地域包括ケアの推進を目標に、以下の4つの重点課題を掲げ、高齢者福祉及び介護保険にかかる取組・事業の総合的な推進を図ってきました。ここでは、前期計画における重点課題ごとの進捗・評価について見ていきます。なお、成果指標中、令和2年度の数値は見込みになります。

また、各項目の評価点については、施策・事業について担当課が自己評価したものを得点化したものです。

重点課題1 健康で生きがいのある暮らしの推進



(1) 健康づくりと生活習慣病予防の推進

《現状》

○健（検）診や健康相談、健康教育、生活習慣病予防に関する取組等を通して、健康に関する市民の関心を高め、健康の維持・増進に努めています。

《課題》

●市民にわかりやすい広報に努めることにより、健康に関心が薄い人にも自らの健康を保つための健（検）診への受診や食生活等の改善による生活習慣病予防に資する取組を推進する必要があります。

(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

《現状》

- 厚生労働省が提供する地域包括ケア「見える化」システムの活用により、認定やサービス利用状況等の市の特徴を全国や他自治体等と比較して評価・分析を行い、地域課題の把握に努めています。
- 地域密着型サービスについて、第7期計画中小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所（各1事業所）の整備を行うことができました。
- 生活支援体制の整備に関して、生活支援コーディネーターが中心となり、協議体の設置による高齢者の社会参加の推進や、地域の支え合いに関する普及啓発等を行っています。
- 介護給付の適正化に関して、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、地域密着型サービス事業所等への実地指導等を実施しています。

《課題》

- サービスの維持・向上のために介護人材の確保は必須ですが、介護職員の育成及び介護施設等への就労支援等について今後どのように取り組むか、検討が必要です。

(3) 総合事業による日常生活支援の推進

《現状》

- 平成29年度から開始した総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型と通所型のサービス）については、A型（緩和した基準によるサービス）を実施しています。
- 介護予防ケアマネジメントについては、桜井市自立支援げんき会議を開催し、ケアマネジャーが担当する利用者への支援方法を助言する会議を積極的に行っています。
- 介護予防把握事業については、地域包括支援センターが閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握するために訪問・支援を実施しています。
- 介護予防普及啓発事業については、委託先の地域包括支援センターと連携して、運動・栄養・口腔等の介護予防教室等を開催し、介護予防活動の普及啓発を行っています。
- 地域介護予防活動支援事業については、ケアトランポリン教室や健康マージャン教室等の介護予防教室を住民主体で取り組んでいただけるように支援しています。

《課題》

- 訪問介護は、基準が緩和されたとはいえ、住民主体のボランティアによる支援よりも従来通りの専門職による介護を希望される人が多く、事業所自体もなかなか導入することが困難な状態となっています。このような理由から、サービスB（住民主体による支援）及びサービスD（移動支援）、短期集中のC型は実施に至っていません。

- 今後、本市の地域性も考慮し、新しいサービスの創設に固執せず、市内に多数ある通いの場を活用し、専門職の派遣を積極的に行う等、現状の地域資源を活用したサービスの検討も必要と考えています。
- 地域リハビリテーション活動支援事業は未実施となっており、今後、実施に向けた検討を進める必要があります。

■成果指標

ア) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

◆緩和した基準によるサービス

※令和2年度実績値は見込み

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費	千円	計画値	68,363	69,880	73,152
	千円	実績値	50,214	45,364	57,600
利用者数	人	計画値	351	363	375
	人	実績値	348	334	350

イ) 通所型サービス（第1号通所事業）

◆緩和した基準によるサービス

※令和2年度実績値は見込み

			平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業費	千円	計画値	105,553	107,894	112,947
	千円	実績値	77,787	75,232	84,000
利用者数	人	計画値	376	389	397
	人	実績値	430	445	460

（４）高齢者福祉サービスの充実

《現状》

- 訪問理美容サービス、福祉電話等貸与事業、日常生活用具給付事業、「食」の自立支援事業、ふれあいチーム派遣事業、ひとり暮らし高齢者等訪問事業、高齢者紙おむつ等給付事業等、様々な施策を実施して、高齢者の生活を支援しています。
- 養護老人ホームの利用が必要と認められる人に対して、老人福祉法に基づき、市外施設への入所措置を行っています。

《課題》

- 今後、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加することを踏まえて、各事業の維持・拡充に努めますが、財源と地域における担い手の確保が課題です。

■成果指標（令和2年度は見込値）

◆訪問理美容サービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
理容	回	43	37	30
美容	回	27	19	15

◆福祉電話等貸与事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
緊急通報装置	件	117	126	135
福祉電話	件	14	16	14

◆日常生活用具給付事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
電磁調理器	件	2	2	2
火災警報機	件	0	0	0
自動消火器	件	0	0	0

◆「食」の自立支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
月2回の配食サービス、 月1回のふれあい型の 昼食サービス	件	1,597	1,257	800

◆ふれあいチーム派遣事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
訪問対象世帯	世帯	18	18	18

◆ひとり暮らし高齢者等訪問事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
訪問対象世帯	世帯	481	471	450

◆養護老人ホーム

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
入所者数	人	16	17	25

◆高齢者紙おむつ等給付事業

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
利用者数	人	243	255	250

（５）生きがい支援の充実、社会参加・参画の促進

《現状》

- 高齢者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動、趣味・教養・集い等の生涯学習全般の推進や、老人クラブ活動等の高齢者団体の主体的な活動への支援等により、高齢者が生きがいを持ち生き生きと元気に活動できる地域づくりに努めています。
- シルバー人材センターにおいて、登録された高齢者の就労機会の提供や就労意欲向上のための研修を実施することにより、高齢者が働くことを通して地域社会に参画できるよう努めています。
- 長寿を祝う敬老行事を実施しています。

《課題》

- 老人クラブの会員数の減少が課題となっています。

■成果指標（令和２年度は見込値）

①生涯学習の推進

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
いきいき万葉学級 （旧：高齢者学級）	回数	9	8	0
	延べ人数	428	350	0
市民ふるさと講座	回数	4	4	0
	延べ人数	156	59	0

※コロナの影響により令和２年度実績見込みは「0」。

②スポーツ活動の推進（シルバースポーツ教室）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
申請者数	人	67	64	43
参加者数	人	66	60	17
参加率	%	98.5	93.8	39.5

③生涯学習指導者バンク

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
生涯学習リーダーバンク	登録者数（人）	46	42	36
シニアリーダーバンク	登録者数（人）	6	6	6

④老人クラブ活動

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
老人クラブ	加入者数（人）	4,296	3,949	3,800
	加入率（％）	20.2	18.5	17.7

⑤総合福祉センター

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
利用者数	延べ人数	15,748	15,989	13,500
浴場利用者数	延べ人数	8,758	8,579	8,200

⑥老人憩の家

			平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
			実績値	実績値	実績値（見込み）
西老人憩の家	利用者数	延べ人数	9,334	8,833	7,200
東老人憩の家	利用者数	延べ人数	6,761	6,687	5,800
北老人憩の家	利用者数	延べ人数	4,015	4,011	3,200
合計	利用者数	延べ人数	20,110	19,531	16,200

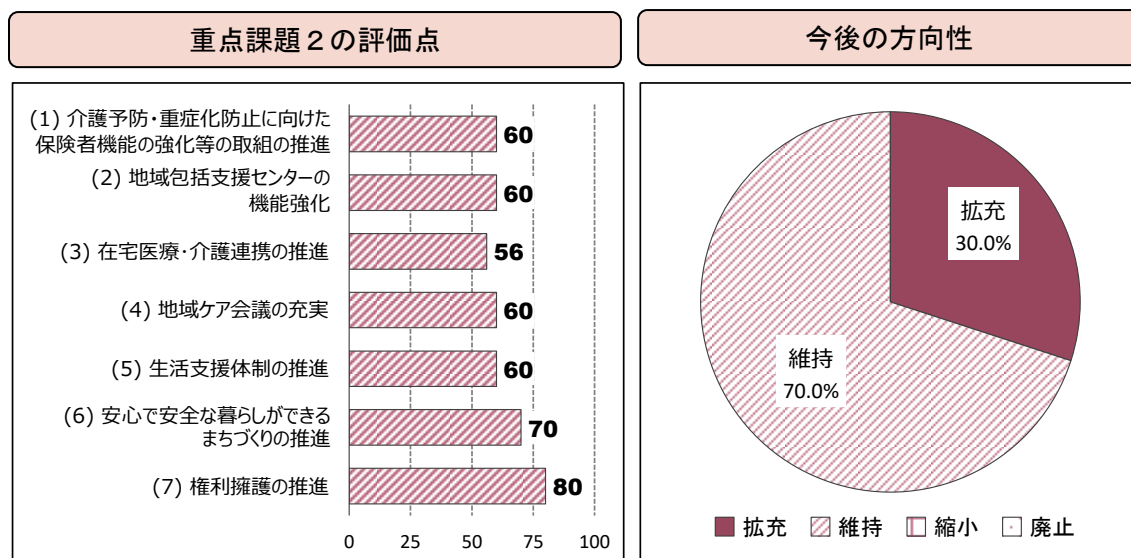
⑦桜井市活き生き広場 ※平成 30 年 9 月末以降廃止

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
利用者数	延べ人数	2,155	0	0

⑧就労支援

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
		実績値	実績値	実績値（見込み）
会員数	人	233	231	235
延就業者数	人	25,767	26,746	26,500
就業率	％	92.3	93.9	93.0
受注件数	件	1,898	1,819	1,800

重点課題２ 地域包括ケアシステムの深化・推進



(1) 介護予防・重症化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

《現状》

○P.24～26 の重点課題Ⅰ（１）～（３）を参照。

《課題》

●P.24～26 の重点課題Ⅰ（１）～（３）を参照。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

《現状》

○高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある、その人らしい生活を継続することができるよう、市内に４か所の地域包括支援センターを設置しています。本市では、地域包括支援センターの通常業務に加え、地域包括ケアシステムの推進に向け、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護の推進、認知症施策の推進、生活支援体制整備の推進、一般介護予防事業を行っています。

○高齢化の進展や地域包括支援センターの浸透により、相談・対応件数は年々増加し、相談内容についても複雑化しており業務量が増大しています。

《課題》

●圏域別データ（人口、世帯状況、認定者割合等）、業務内容（相談・対応件数等）の精査により業務・人員体制の強化について検討が必要です。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

《現状》

- 医療と介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に受けることができる体制づくりをめざして、在宅医療、在宅介護の現状についての共通認識を深め、連携方法や取組について検討、協議、進捗管理を行う場として、市内の医療従事者、介護従事者で構成した桜井市在宅医療・介護連携推進協議会の設置を行いました。さらに具体的な取組を検討する場として専門部会（情報共有部会・研修部会）を設置し、取組を進めています。
- 市内医療機関、介護サービス事業所に対して、相互の連携状況や課題等の把握のためのアンケートを実施しました。
- 東和保健医療圏域では、東和医療圏市町村（2市、3町、2村）及び奈良県中和保健所と連携し、入退院調整ルールが策定されており、定期的な見直しを行うことで、病院と在宅介護間の連携を進めています。
- 在宅医療や在宅介護についての講演会を開催しました。
- 桜井地区医師会が、在宅医療や介護におけるスムーズな多職種連携を実現するための情報共有ツールとして、メディカルケアステーション（MCS）を推奨して医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・患者等で情報共有の取組を進めています。

《課題》

- 医療や介護の両方を必要とする高齢者に対し、医療従事者、介護従事者の多職種が必要時にチームケアを展開できるように、顔の見える関係性の構築、連携の意識の醸成、円滑な情報共有の仕組みづくり等をさらに推進する必要があります。

(4) 地域ケア会議の充実

《現状》

- 高齢者が住み慣れた地域や在宅での安心した生活を継続するために、地域包括支援センターが中心となり、個別ケースの支援内容の検討を通じて、個別課題の解決、関係者間の地域包括ケアネットワークの構築、個別課題の積み重ねによる地域課題の抽出等を行う「個別地域ケア会議」を開催しています。個別地域ケア会議により、高齢者一人一人の支援について、専門職の支援者や住民も含めた地域ネットワークが構築され、早期の情報共有や支援方針の共有がなされています。
- また、個別地域ケア会議から把握された地域課題について、社会資源の開発や施策提言につなげ、社会基盤の整備を行う「地域ケア推進会議」を実施しています。

《課題》

- 引き続き、個別地域ケア会議による高齢者個人の課題解決と地域課題の把握に努めるとともに、把握された地域課題については、地域ケア推進会議及び他の地域支援事業との連動も視野に、課題解決に向けて取組を進める必要があります。

(5) 生活支援体制の推進

《現状》

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるように、介護保険サービスだけでなく、地域住民等の多様な主体が参画し、身近な助け合いや孤立を防止するための見守り等、地域の支え合いや助け合いの体制づくりの大切さについて、生活支援コーディネーターが中心となり、社会福祉協議会（以下、「社協」という）や関係機関とともに様々な機会で啓発を行っています。
- 地域住民による支え合い、助け合い活動が生みだされています。

《課題》

- 身近な助け合いを地域で実践できるよう、市民のニーズや地域特性等をさらに把握し、市民に対して、支え合い、助け合いについて啓発することが必要です。

(6) 安心して安全な暮らしができるまちづくりの推進

《現状》

- 「桜井市公共交通運行実施計画」に基づき、コミュニティバスやデマンドタクシーの運行等、高齢者の日常生活の移動手段の維持と公共交通の利便性の向上に向けた取組を行っています。
- 「桜井市バリアフリー基本構想」に基づき、公共施設や道路・歩道等の整備・改修については、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めています。
- 高齢者が事故に巻き込まれたり、自らが事故の加害者とならないよう、交通危険箇所の改良や街頭啓発、運転免許証の自主返納への取組や交通安全教育の推進により、交通安全に関する意識の高揚に努めています。
- 高齢者や障害者等の要援護者が災害時等の避難所として利用する「福祉避難所」について、現時点で9法人と協定を締結して、いざという時の場所の確保に努めています。

《課題》

- 「公営住宅等長寿命化計画」による公営住宅の大規模改修や建て替え等の施設整備事業には着手できておらず、住宅の耐震化やバリアフリー化等が依然として課題となっています。
- 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、都道府県と連携して情報を把握し、適切な整備や利用促進につなげる必要があります。

(7) 権利擁護の推進

《現状》

- 介護事業所を対象とした高齢者虐待研修会等の実施や、虐待対応マニュアルの作成、虐待への緊急対応のための関係課間の連携強化に取り組み、高齢者虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めています。
- 高齢や認知症等により判断能力が低下した人の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

《課題》

- 虐待事案の発見や介入は依然として難しい面があるが、本市では令和元年に虐待件数が急増しており、包括的な研修会の実施等により早期発見・早期対応に努める必要があります。
- 成年後見制度を必要とする人の把握が困難な状況ですが、成年後見制度の利用促進等、権利擁護に関する普及啓発に取り組む必要があります。

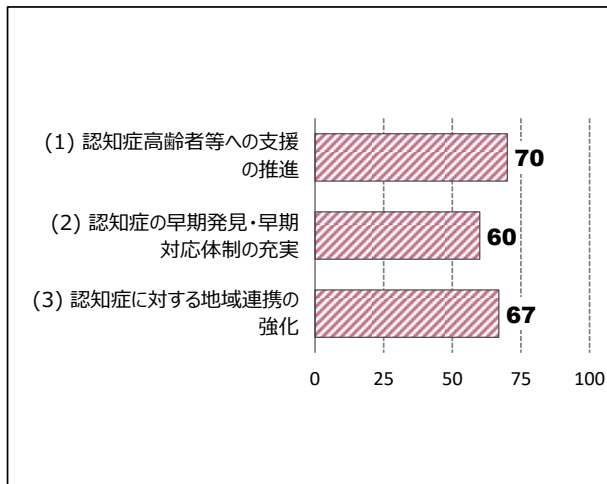
■成果指標（令和2年度は見込値）

◆成年後見制度の利用支援

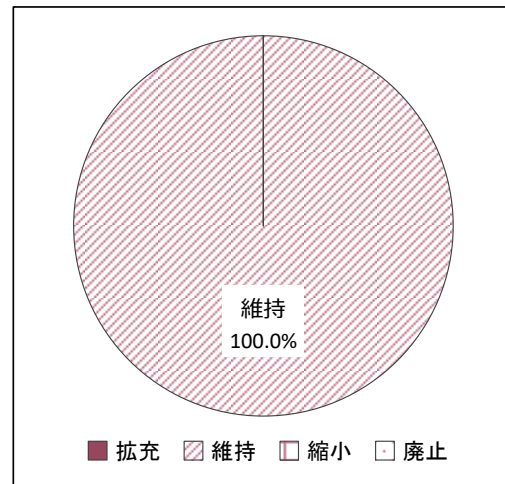
			平成30年度	令和元年度	令和2年度
			実績値	実績値	実績値（見込み）
申立数	後見	人	2	4	6
	保佐		0	0	4
	補助		0	1	0

重点課題3 認知症高齢者施策の推進

重点課題3の評価点



今後の方向性



(1) 認知症高齢者等への支援の推進

《現状》

- 「認知症 さくらい ささえあい」を合言葉に、認知症は誰でもなり得る可能性があり、決して特別なものではなく、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、あらゆる機会を通じて、認知症に関する知識の普及啓発を行っています。
- 認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に対して温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座を地域住民やさまざまな職域等で積極的に開催しています。
- 認知症地域支援推進員を各地域包括支援センター、市に配置しました。認知症の人や家族等への相談支援や必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整や認知症に関する啓発活動の実施を行っています。
- 認知症の人やその家族が集い語らう場として「カフェひだまり」を開催しています。

《課題》

- 認知症の人が必要としていることの把握が十分ではありません。
- 認知症に関する知識を地域住民や職域等においてさらに広げるために啓発を進めて行く必要があります。

(2) 認知症の早期発見・早期対応体制の充実

《現状》

- 認知症の容態に応じて、早期に適切な支援の提供が行われるように、認知症ガイドブック（ケアパス）の普及を行っています。
- 認知症相談窓口の啓発を行っています。
- 認知症地域支援推進員の機能強化のために定期的に推進員が集まり、相談対応事例の共有や必要とする資源等について話し合いを行っています。
- 認知症初期集中支援チームが活動しています。

《課題》

- 認知症状があり家族や周囲が心配をしていますが、本人が症状を自覚しておらず、受診につながらない事例が多いため、早期対応に向けて医療につながる仕組みづくりが必要です。
- 相談事例では認知症が進行している状態の人も多く、本人や家族が初期段階で症状に気付くことができ、相談できるよう認知症ガイドブックや認知症相談窓口の周知が必要です。

(3) 認知症に対する地域連携の強化

《現状》

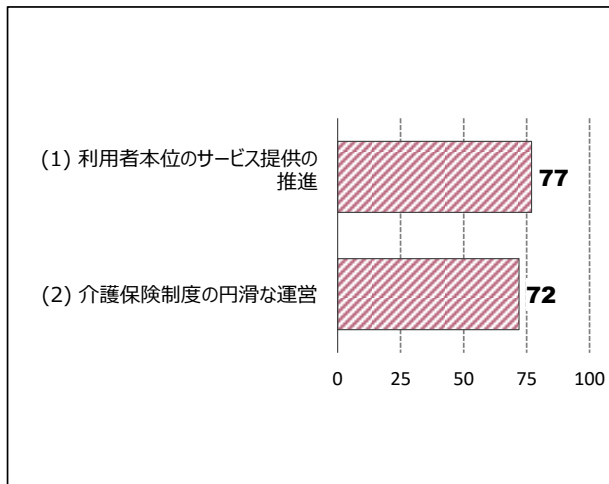
- 地域全体で認知症の人やその家族を見守るために、地域において広く認知症に対する正しい理解に加え、支えていくために『桜井市行方不明者見守りネットワーク』づくりを行っています。認知症により行方不明になられた人を、地域全体で見守り、早期発見と事故等を未然に防ぐ取組を行っています。
- 認知症等で見守りが必要な人に対して、「見守り QR コードシール」を配布しています。

《課題》

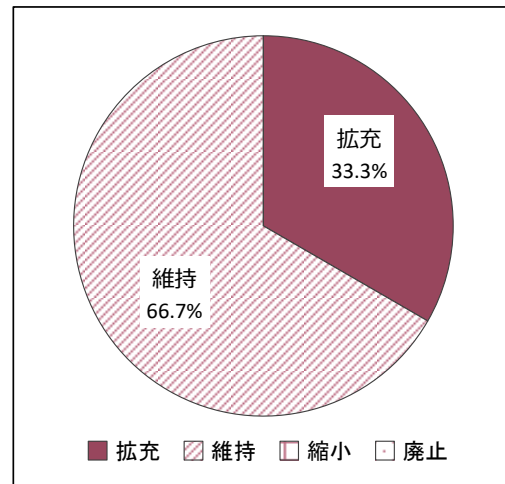
- 認知症の人をはじめとする地域の見守り体制の充実にむけて、地域住民や地域で活動するさまざまな人への啓発が必要です。

重点課題４ 介護保険サービス基盤の整備

重点課題４の評価点



今後の方向性



(１) 利用者本位のサービス提供の推進

《現状》

- 第７期計画期間中に小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所（各１事業所）の整備を行う等、地域密着型サービスの普及を促進しています。
- 市が指定する居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所について、実地指導を実施しています。
- サービス利用に関する相談や苦情については、市民が身近な地域で相談できるよう、市の介護保険担当係、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域福祉相談員等の多様な窓口での確、迅速な対応に努めています。また、苦情処理機関として奈良県国民健康保険団体連合会が、行政処分に係る審査請求の審理・採決をする機関として奈良県介護保険審査会がそれぞれ位置づけられ、専門的な相談を行っています。
- 本市では、保健・医療・福祉・介護の各サービスを高齢者が安心して利用できるよう、説明会の開催、出前講座の活用、広報「わかざくら」やホームページの掲載、パンフレットの配布、サービス利用の手引きの作成等、様々な媒体や方法によって制度の周知や仕組みについての情報提供、利用意識の啓発に努めています。
- 介護保険サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報のうち、サービスや事業所の選択に役立つ情報がインターネット等により一元的に得られるように努めています。
- 被保険者本人又は家族からの申請により、認定時の認定調査票・主治医意見書・認定審査会会議録を開示しています。

《課題》

- 市指定の事業所について、国の定める基準である6年の指定有効期間中に1回以上の頻度で実地指導を行えていないため、実地指導の頻度を上げることで、適切なサービス提供につなげる必要があります。
- 引き続き、高齢者が必要なサービスを安心して利用できるよう、利用者の視点に立ち、あらゆる機会や媒体を通じてわかりやすい形での広報・啓発活動が必要です。

(2) 介護保険制度の円滑な運営

《現状》

- 介護給付の適正化に関して、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、地域密着型サービス事業所等への実地指導等を実施しています。
- 介護施設における権利擁護の推進と虐待防止については、重点課題2（7）を参照。

《課題》

- 近年、全国的に介護人材の確保が課題となっており、市内の医療系教育機関の活用・連携を含め、介護人材の確保策について調査・研究を進める必要があります。
- 介護予防・生活支援サービス事業の緩和型サービスでは、有資格者以外でも一定の研修を受けることによりサービスを提供できる仕組みがあるため、従業者養成を目的とした市独自研修も実施していく必要があります。

第5章 介護保険事業の実績

1. 介護保険サービス量の検証

(1) 居宅介護サービスの利用回数と利用者数

居宅介護サービスでは、通所介護では月あたり利用回数で実績値が計画値を上回りましたが、全体的には概ね計画値通りか計画値を下回っています。

		計画値			実績値			実績値／計画値 (%)		
		H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
訪問介護	回/月	16,003.6	17,347.4	17,662.3	12,023.3	12,202.3	12,226.5	75.1	70.3	69.2
	人/月	723	759	768	607.7	606.8	600.8	84.1	79.9	78.2
訪問入浴介護	回/月	322.9	411.6	471.1	260.6	249.3	228.8	80.7	60.6	48.6
	人/月	52	56	58	50.9	45.4	41.5	97.9	81.1	71.6
訪問看護	回/月	2,541.7	2,726.1	2,936.5	2,478.3	2,541.3	2,679	97.5	93.2	91.2
	人/月	266	273	282	248.1	250	259.3	93.3	91.6	92.0
訪問リハビリテーション	回/月	1,034.3	1,207.0	1,429.6	634.9	634.6	654.3	61.4	52.6	45.8
	人/月	65	68	72	53.7	51.8	54	82.6	76.2	75.0
居宅療養管理指導	人/月	327	349	360	263.3	292.7	326.5	80.5	83.9	90.7
通所介護	回/月	4,460.4	4,471.6	4,365.8	4,675.8	5,496.5	5,696.5	104.8	122.9	130.5
	人/月	491	517	535	446.3	496.3	496.3	90.9	96.0	92.8
通所リハビリテーション	回/月	2,365.3	2,527.0	2,673.2	2,133.4	2,239.3	2,039.8	90.2	88.6	76.3
	人/月	279	300	320	256.3	257.8	234.3	91.9	85.9	73.2
短期入所生活介護	日/月	2,606.5	2,862.8	3,166.6	2,006.1	2,249.4	2,280.5	77.0	78.6	72.0
	人/月	158	165	175	158.8	172.5	151.3	100.5	104.5	86.5
短期入所療養介護（老健）	日/月	374.4	442.9	555.4	281	249.2	180.3	75.1	56.3	32.5
	人/月	34	34	37	35.2	33.3	23	103.5	97.9	62.2
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
福祉用具貸与	人/月	896	959	997	917.9	960.5	966.3	102.4	100.2	96.9
特定福祉用具購入	人/月	20	23	25	14	13.3	12.8	70.0	57.8	51.2
住宅改修	人/月	16	16	17	16.2	13	13.3	101.3	81.3	78.2
特定施設入居者生活介護	人/月	50	54	58	51.7	54.4	53	103.4	100.7	91.4
居宅介護支援	人/月	1,289	1,331	1,389	1,307.2	1,356.7	1,356.3	101.4	101.9	97.6

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

(2) 介護予防サービスの利用回数と利用者数

介護予防サービスは、各サービスで計画値と実績値の増減幅が大きくなっています。特に、介護予防短期入所生活介護では、月あたり利用回数で実績値が計画値を大幅に超えています。

		計画値			実績値			実績値／計画値（％）		
		H30 年度	R 元 年度	R2 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度
介護予防訪問入浴 介護	回/月	2.0	2.2	2.4	0.8	0.3	0.0	40.0	13.6	皆減
	人/月	2	2	2	0.2	0.2	0.0	10.0	10.0	皆減
介護予防訪問看護	回/月	294.4	319.8	341.9	261.6	365.3	388.8	88.9	114.2	113.7
	人/月	40	43	46	39.7	46.3	45.5	99.3	107.7	98.9
介護予防訪問リハ ビリテーション	回/月	77.9	54.4	26.1	83.3	46.8	51	106.9	86.0	195.4
	人/月	13	14	15	7.1	4.7	4.8	54.6	33.6	32.0
介護予防居宅療養 管理指導	人/月	52	60	67	31.7	30.8	32	61.0	51.3	47.8
介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	176	185	198	166.3	157.8	136.3	94.5	85.3	68.8
介護予防短期入所 生活介護	日/月	0.6	0.8	1.1	51.8	53.4	29.8	8,633.3	6,675.0	2,709.1
	人/月	2	3	4	8.5	7.5	4.5	425.0	250.0	112.5
介護予防短期入所 療養介護（老健）	日/月	58.1	67.9	77.7	28	20.8	9.5	48.2	30.6	12.2
	人/月	7	7	7	5.3	4.1	1.5	75.7	58.6	21.4
介護予防短期入所 療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
介護予防福祉用具 貸与	人/月	339	358	376	322.6	315.7	334.5	95.2	88.2	89.0
特定介護予防福祉 用具購入	人/月	14	16	18	8.7	7.2	3.8	62.1	45.0	21.1
介護予防住宅改修	人/月	17	17	17	12.4	13.3	9.5	72.9	78.2	55.9
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	23	25	27	20.4	19.4	17.5	88.7	77.6	64.8
介護予防支援	人/月	550	579	609	445.2	441.3	444.5	80.9	76.2	73.0

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

(3) 地域密着型サービスの利用回数と利用者数

地域密着型サービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で実績値が計画値を上回りましたが、全体的には概ね計画値通りか計画値を下回っています。

○ 地域密着型サービスの必要量

		計画値			実績値			実績値／計画値（％）		
		H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	3	7	13	1.3	1.3	1	43.3	18.6	7.7
夜間対応型訪問介護	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
認知症対応型通所介護	回/月	168.8	199.7	255.6	69.1	57.4	28	40.9	28.7	11.0
	人/月	13	13	14	9.3	7.7	3.5	71.5	59.2	25.0
小規模多機能型居宅介護	人/月	89	94	99	92.8	83.2	77.8	104.3	88.5	78.6
認知症対応型共同生活介護	人/月	118	123	127	121.2	127.4	129.3	102.7	103.6	101.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	11	17	24	18.2	29.1	29	165.5	171.2	120.8
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	人/月	0.0	6	13	0.0	0.0	0.0	-	皆減	皆減
地域密着型通所介護	回/月	2,959.3	3,367.3	3,819.9	2,323.7	2,250	2,031.3	78.5	66.8	53.2
	人/月	256	275	295	228.5	233.3	208.3	89.3	84.8	70.6

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

○ 地域密着型介護予防サービスの必要量

		計画値			実績値			実績値／計画値（％）		
		H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	2.0	2.0	2.0	1.2	5.4	4.3	60.0	270.0	215.0
	人/月	2	2	2	0.2	1	1	10.0	50.0	50.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	28	29	33	18.3	18.8	25.3	65.4	64.8	76.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	5	6	7	2.6	2.5	0.8	52.0	41.7	11.4

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

(4) 施設サービスの利用者数

施設サービスは、介護老人福祉施設は計画値から微増、介護老人保健施設は微減となりました。
また、介護療養型医療施設から介護医療院への転換があったため、実績値は両施設サービスの合計値で介護療養型医療施設の計画値とほぼ同値となっています。

		計画値			実績値			実績値／計画値（％）		
		H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
介護老人福祉施設	人/月	304	306	307	305	317	323	100.3	103.6	105.2
介護老人保健施設	人/月	231	233	238	218.3	203.7	217.8	94.5	87.4	91.5
介護医療院	人/月	0.0	0.0	0.0	9.3	13.5	15.8	皆増	皆増	皆増
介護療養型医療施設	人/月	18	18	17	10.2	2.3	1.5	56.7	12.8	8.8

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

2. 介護保険サービス給付費の検証

(1) 介護給付費

介護給付費について、概ね利用量に比例した実績の推移となっており、通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で実績値が計画値を上回っています。

(単位：千円)	計画値			実績値			実績値／計画値 (%)		
	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
(1) 居宅介護サービス									
訪問介護	487,439	527,151	532,599	374,815	385,951	402,421	76.9	73.2	75.6
訪問入浴介護	44,850	57,023	65,247	37,586	36,184	34,500	83.8	63.5	52.9
訪問看護	146,885	157,007	167,947	136,718	136,366	144,274	93.1	86.9	85.9
訪問リハビリテーション	35,218	41,122	48,746	21,215	21,070	22,286	60.2	51.2	45.7
居宅療養管理指導	40,876	43,685	45,043	33,110	36,193	40,740	81.0	82.8	90.4
通所介護	405,667	401,954	388,544	438,474	517,673	549,755	108.1	128.8	141.5
通所リハビリテーション	249,438	264,435	279,382	208,301	216,618	210,538	83.5	81.9	75.4
短期入所生活介護	242,309	266,879	294,321	195,580	220,621	238,545	80.7	82.7	81.0
短期入所療養介護（老健）	46,874	56,845	71,882	33,583	33,449	27,236	71.6	58.8	37.9
短期入所療養介護（病院等）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
福祉用具貸与	147,030	156,891	163,061	146,632	155,258	159,856	99.7	99.0	98.0
特定福祉用具購入	6,460	7,458	8,177	5,060	4,600	5,082	78.3	61.7	62.1
住宅改修	14,567	14,567	15,617	13,373	11,868	9,316	91.8	81.5	59.7
特定施設入居者生活介護	108,050	117,493	126,266	116,864	123,459	121,143	108.2	105.1	95.9
(2) 居宅介護支援									
居宅介護支援	185,881	191,960	200,514	199,117	210,247	213,586	107.1	109.5	106.5
(3) 地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,517	11,047	25,684	2,575	2,302	3,500	73.2	20.8	13.6
夜間対応型訪問介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
認知症対応型通所介護	18,401	21,853	27,933	9,801	8,518	4,109	53.3	39.0	14.7
小規模多機能型居宅介護	199,482	208,916	221,003	223,730	214,759	196,339	112.2	102.8	88.8
認知症対応型共同生活介護	340,639	354,489	365,646	354,775	385,230	396,429	104.1	108.7	108.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	33,141	51,850	72,701	45,470	90,713	91,792	137.2	175.0	126.3
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0.0	17,212	35,662	0.0	0.0	35,662	-	皆減	100.0
地域密着型通所介護	272,820	310,233	347,637	224,462	223,820	205,531	82.3	72.1	59.1
(4) 介護保険施設サービス									
介護老人福祉施設	861,909	867,851	870,937	875,203	929,043	978,036	101.5	107.1	112.3
介護老人保健施設	721,967	727,193	743,010	705,826	679,945	751,562	97.8	93.5	101.2
介護療養型医療施設	76,051	76,085	71,954	52,942	10,434	4,887	69.6	13.7	6.8
介護医療院	0.0	0.0	0.0	35,665	70,915	77,976	皆増	皆増	皆増
合 計	4,689,471	4,951,199	5,189,513	4,490,877	4,725,236	4,925,101	95.8	95.4	94.9

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

(2) 予防給付費

予防給付費について、概ね利用量に比例した実績の推移となっており、介護予防短期入所生活介護で実績値が計画値を大幅に上回っています。

(単位：千円)	計画値			実績値			実績値／計画値 (%)		
	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
(1) 介護予防サービス									
介護予防訪問介護	0.0	0.0	0.0	285	0.0	0.0	皆増	-	-
介護予防訪問入浴介護	190	210	229	114	22	0.0	60.0	10.5	0.0
介護予防訪問看護	14,216	15,456	16,529	14,119	16,771	18,187	99.3	108.5	110.0
介護予防訪問リハビリテーション	2,626	1,835	880	2,938	1,596	1,532	111.9	87.0	174.1
介護予防居宅療養管理指導	5,941	6,874	7,678	2,921	2,859	3,685	49.2	41.6	48.0
介護予防通所リハビリテーション	71,917	74,994	79,663	70,136	69,191	64,004	97.5	92.3	80.3
介護予防短期入所生活介護	44	56	78	3,534	3,817	3,038	8,031.8	6,816.1	3,894.9
介護予防短期入所療養介護(老健)	5,750	6,723	7,694	3,321	2,582	1,038	57.8	38.4	13.5
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	21,596	22,805	23,947	18,226	16,712	17,072	84.4	73.3	71.3
特定介護予防福祉用具購入	4,014	4,585	5,155	3,018	2,361	1,239	75.2	51.5	24.0
介護予防住宅改修	16,892	16,892	16,892	11,770	12,011	11,466	69.7	71.1	67.9
介護予防特定施設入居者生活介護	20,746	22,504	24,253	18,674	18,965	17,698	90.0	84.3	73.0
(2) 介護予防支援									
介護予防支援	30,137	31,745	33,390	24,043	23,707	23,994	79.8	74.7	71.9
(3) 地域密着型サービス									
介護予防認知症対応型通所介護	195	195	195	0.0	606	494	皆減	310.8	253.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	23,151	23,714	26,693	15,162	15,854	20,820	65.5	66.9	78.0
介護予防認知症対応型共同生活介護	13,408	16,096	18,779	6,666	6,947	1,665	49.7	43.2	8.9
合 計	230,823	244,684	262,055	194,927	194,001	185,932	84.4	79.3	71.0

資料：介護保険事業状況報告 ※令和2年度は見込み値

3. 地域支援事業費

地域支援事業費は、各事業で計画値と実績値の増減幅が大きくなっています。

(単位：千円)	計画値			実績値			実績値／計画値（％）		
	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	215,693	220,478	230,802	158,952	155,904	163,204	73.7	70.7	70.7
訪問型サービス事業	68,364	69,880	73,153	50,380	45,761	47,903	73.7	65.5	65.5
通所型サービス事業	105,554	107,896	112,948	77,787	75,232	78,755	73.7	69.7	69.7
介護予防ケアマネジメント事業	22,577	23,078	24,158	16,638	16,034	16,785	73.7	69.5	69.5
高額介護予防サービス費相当事業	252	259	271	186	235	246	73.8	90.7	90.8
審査支払手数料	965	986	1,033	711	689	721	73.7	69.9	69.8
一般介護予防事業	17,980	18,379	19,239	13,250	17,953	18,794	73.7	97.7	97.7
包括的支援事業・任意事業	98,992	101,942	104,139	89,231	86,827	87,264	90.1	85.2	83.8
地域包括支援センターの運営	74,550	76,772	78,426	67,200	66,600	66,600	90.1	86.8	84.9
在宅医療・看護連携推進事業	43	44	45	39	122	125	90.7	277.3	277.8
認知症総合支援事業	1,551	1,597	1,632	1,398	945	966	90.1	59.2	59.2
生活支援体制整備事業	5,414	5,575	5,695	4,880	3,000	3,065	90.1	53.8	53.8
家族介護支援事業	5,066	5,217	5,329	4,566	5,505	5,623	90.1	105.5	105.5
その他任意事業	12,368	12,737	13,012	11,148	10,655	10,885	90.1	83.7	83.7
合 計	314,685	322,420	334,941	248,183	242,731	250,468	78.9	75.3	74.8

資料：決算書 ※令和2年度は見込み値

第6章 計画の理念と体系

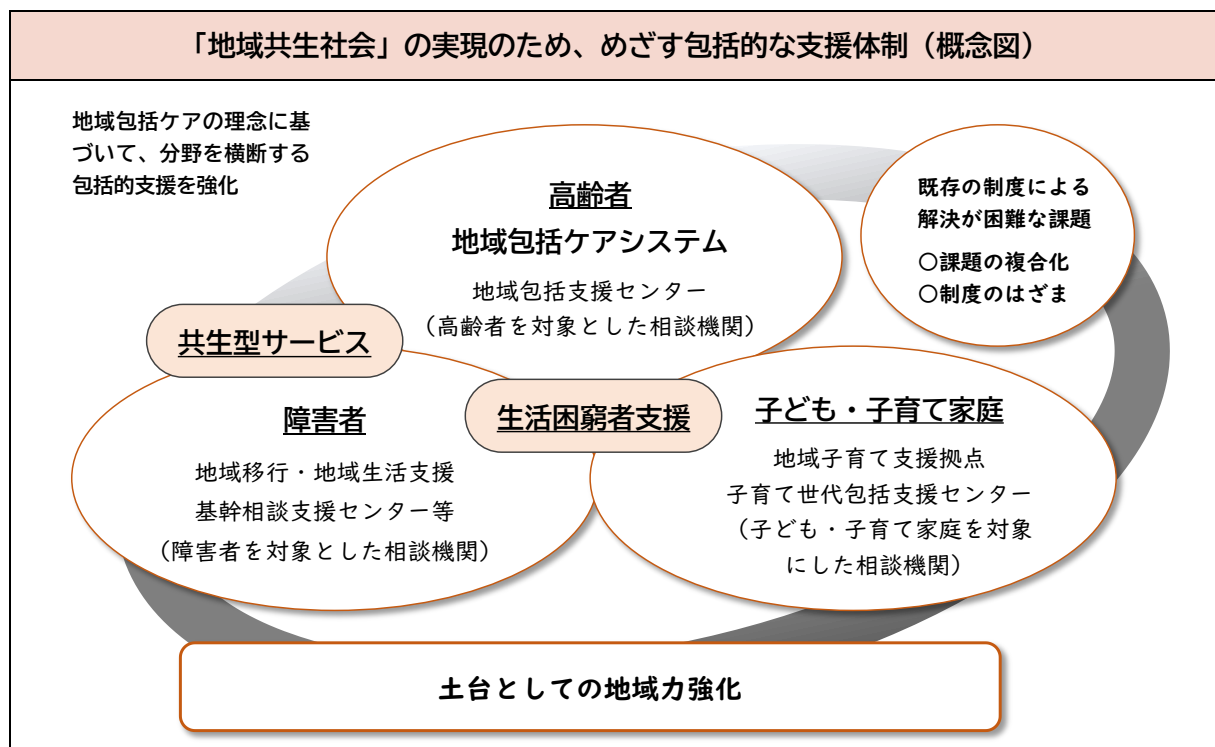
1. 計画の基本理念

◇基本理念◇

住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり

本計画では、前期計画の基本理念を継承しますが、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を礎とする「地域共生社会」の実現に向けて、前期計画の基本理念に「住み慣れた」を付け加えて、前期計画から一歩進んだ形で基本理念の達成をめざします。

本計画では、この基本理念のもとに従来の施策をさらに充実して展開するとともに、2040年までの介護需要等を勘案したサービス基盤・人的基盤整備や新型コロナウイルス感染症への対応等の新たな視点についても取り組んでいきます。



※上図のうち、本計画においては主に地域包括ケアシステムに関する施策・取組を記載しています。

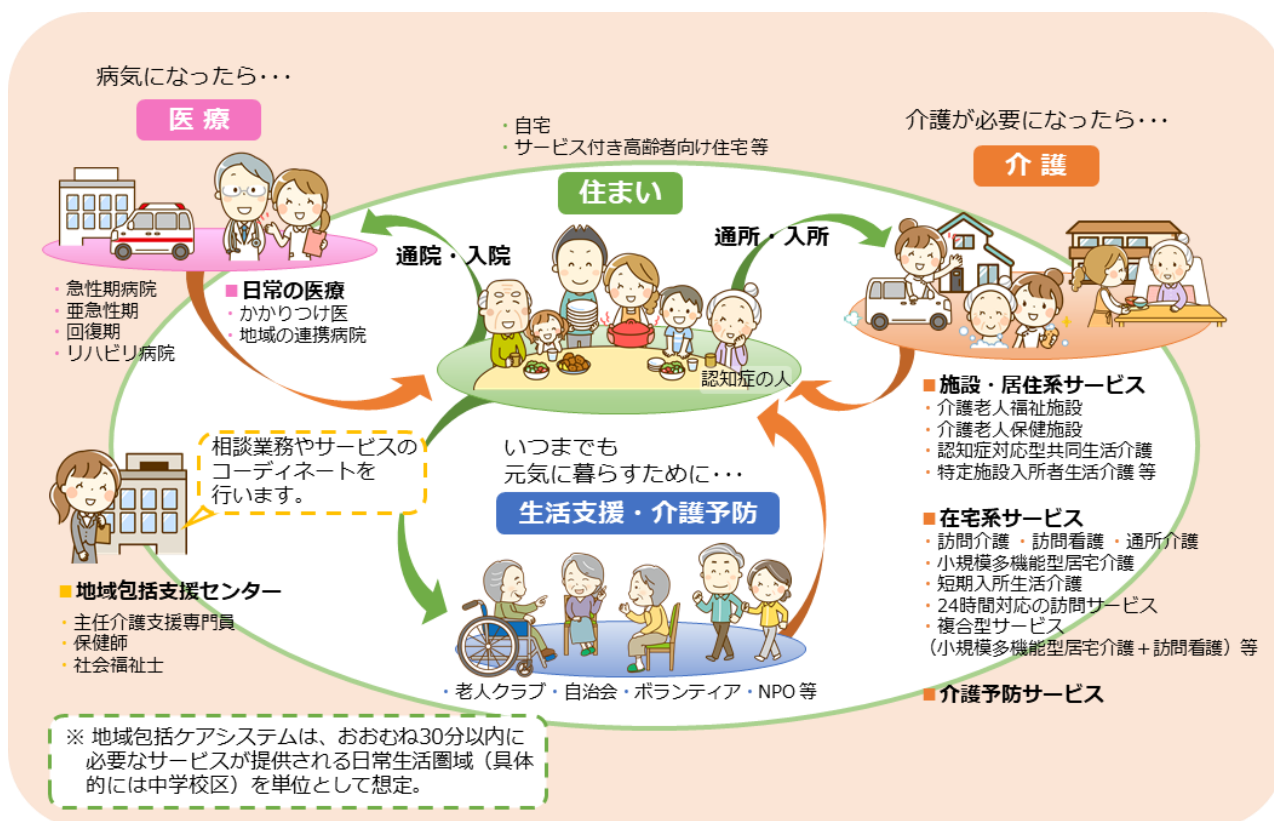
2. 施策目標

◆施策目標◆

介護予防と地域包括ケアの更なる推進

本計画は別名「地域包括ケア計画」とも呼ばれるため、高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられるよう、生きがいつくりや健康づくりの支援、介護予防を推進していきます。また、支援や介護が必要になったときには、安心して「介護」が受けられるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の支え合いによる包括的なケア体制の充実に努め、できる限り自立した生活の質の向上を支援します。

「地域包括ケアシステム」(概念図)



3. 基本目標

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現をめざして、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進に向けた様々な取組を進めます。

【基本施策】

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 高齢者を支える地域の体制づくり
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 高齢者の住環境の充実

基本目標2 健康で生きがいのある暮らしの推進

高齢者が生き生きと人生を過ごせるように健康づくりと介護予防を推進するとともに、社会参加と生きがいづくりを支援します。

【基本施策】

- (1) 介護予防と健康づくりの推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- (3) 高齢者福祉サービスの展開

基本目標3 認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保

認知症施策（認知症予防と認知症ケア）を推進するとともに、高齢者の虐待防止や権利擁護の推進、防災・防犯にも配慮した安全・安心なまちづくり等、高齢者が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

【基本施策】

- （１）認知症高齢者への支援の充実
- （２）虐待防止と権利擁護の推進
- （３）感染症対策と防災・防犯体制の強化

基本目標4 介護保険サービスの充実

介護人材の確保や介護事業所との連携強化を図ることにより、要介護状態になっても、必要なサービスや支援を受けながら安心して地域で暮らし続けられる体制の維持・向上に努めるとともに、サービスが適切に利用できるよう情報提供・相談支援体制の充実に取り組みます。

【基本施策】

- （１）介護保険サービスの充実と質の向上
- （２）介護保険事業の適正な運営

4. 施策体系

《基本理念》

住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり

《施策目標》

介護予防と地域包括ケアの更なる推進

基本目標

基本施策

1 地域包括ケアシステムの
深化・推進

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 高齢者を支える地域の体制づくり
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 高齢者の住環境の充実

2 健康で生きがいのある
暮らしの推進

- (1) 介護予防と健康づくりの推進
- (2) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- (3) 高齢者福祉サービスの展開

3 認知症施策の推進と
高齢者の安全・安心の確保

- (1) 認知症高齢者への支援の充実
- (2) 虐待防止と権利擁護の推進
- (3) 感染症対策と防災・防犯体制の強化

4 介護保険サービスの充実

- (1) 介護保険サービスの充実と質の向上
- (2) 介護保険事業の適正な運営

第7章 施策の展開

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを推進するためには、高齢者のニーズや状態に応じたサービスや支え合いが切れ目なく包括的に提供できる体制が必要です。

そのため、高齢者に関する総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核機関である各地区の地域包括支援センターの機能強化を図ります。

施策・事業
(1) 総合相談支援業務 ○市民の利便を考慮した身近な総合相談窓口として機能強化を図るとともに、相談を具体的な支援につなげるため、関係者や専門機関との連携を強化します。
(2) 権利擁護業務 ○高齢や認知機能の低下により判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、虐待や消費者被害等についての相談を受け付け、病院や認知症疾患医療センター等の関係機関と連携して支援します。 ○社協や関係機関との連携により、日常生活自立支援事業や成年後見制度について周知するとともに、必要な人への利用支援を行います。
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○高齢者への介護サービス計画（ケアプラン）の作成等の業務を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して、桜井市自立支援げんき会議等により、個別相談や情報提供等の支援を行います。 ○研修会や勉強会等を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、医療・保健・介護等の多職種連携を推進します。

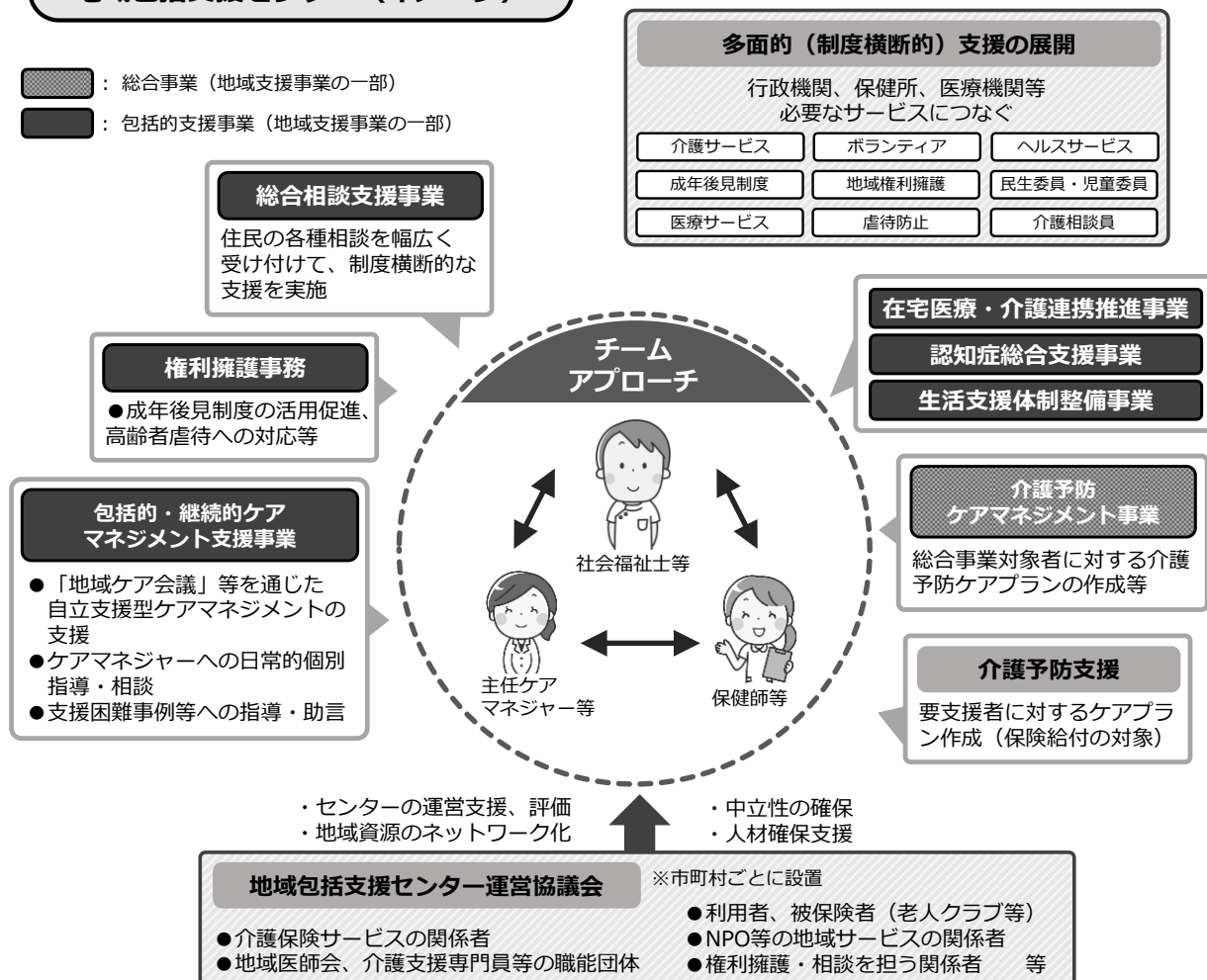
(4) 介護予防ケアマネジメント業務

- 要支援の人や支援や介護が必要となる可能性が高い人を対象に、身体状況の悪化を防ぎ、自立した生活が継続できるよう、介護予防を目的とした支援を行います。
- 介護状態になるリスクがある高齢者に「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「閉じこもり予防」、「認知機能低下予防」、「うつ予防」等に関する各種介護予防サービスや地域資源等のインフォーマルなサービスの情報提供を行い、参加を促します。

(5) 地域包括支援センターの適切な運営

- 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、それぞれの専門性を生かして連携しながら適切な業務を行います。
- 学識経験を有する者や医療・保健・介護関係団体の代表者等で構成される「桜井市地域包括支援センター運営協議会」の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、ホームページや広報等を活用した情報発信によりセンター業務の周知に努めます。

地域包括支援センター（イメージ）



(2) 高齢者を支える地域の体制づくり

地域で高齢者を支える仕組みづくりを推進するためには、地域課題の把握と関係者間での情報共有・連携による支援体制の構築が必要です。

地域における関係団体や医療・保健・介護等の多職種連携を促進するため、会議や協議会等において情報共有や対応の検討を行うとともに、地域福祉活動の担い手の育成や家族介護者への支援にも取り組むことにより、高齢者を支える地域の体制づくりを進めます。

施策・事業
(1) 地域ケア会議の充実 ○高齢者が住み慣れた地域や在宅での安心した生活を継続するために、個別ケースの支援内容の検討を通じて、個別課題の解決や地域課題の抽出等を行う「個別地域ケア会議」を開催します。 ○個別地域ケア会議から把握された地域課題について、社会資源の開発や施策提言につなげる「地域ケア推進会議」を実施します。
(2) 地域包括ケアネットワークの強化 ○地域団体等との連携による要介護者の早期発見・見守り、高齢者の緊急対応のための保健・医療・福祉サービスの連携、認知症高齢者や虐待の早期発見・早期対応の体制づくり等、地域包括ケアネットワークの強化に努めます。
(3) 生活支援体制の整備 ○令和元年度から生活支援コーディネーターを配置して、地域の実情に応じたサービスの担い手や支援を検討・実施する協議体の設置に取り組んでいます。 ○高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるように、介護保険サービスだけでなく、地域住民等の多様な主体が参画し、身近な助け合いや孤立を防止するための見守り等、地域の支え合い、助け合いの体制づくりの大切さについて、社協や関係機関とともに様々な機会での啓発を行っています。
(4) 地域における見守り体制の充実 ○地域住民等に対し「桜井市行方不明者見守りネットワーク協力員」への参画を促すことにより、地域と連携した見守り体制の充実に努めます。 ○老人クラブや地域のボランティア団体、民生委員・児童委員等による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、声かけ事業を推進しています。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

在宅介護の必要性は年々高まっているとともに、今後は医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ多様な状態の人が増加する可能性があるため、行政や地域の医療機関、介護従事者等との連携が一層必要となります。

高齢者が自分らしく安心して在宅生活を過ごすため適切な介護・医療のサービスを選択できるよう、在宅医療・介護連携の強化と、在宅医療の充実と体制整備に努めます。

施策・事業
(1) 医療・介護連携に向けた取組 ○東和保健医療圏域では、東和医療圏市町村（2市、3町、2村）及び奈良県中和保健所と連携し、入退院調整ルールが策定されており、定期的な見直しを行うことで、病院と在宅介護間の連携を進めます。 ○在宅医療・介護連携推進協議会による多職種連携や医療と介護関係者の顔の見える関係づくり・情報共有を進めます。 ○桜井地区医師会が中心となり、在宅医療や介護におけるスムーズな多職種連携を実現するための情報共有ツールとして、メディカルケアステーション（MCS）を推奨して医師・薬剤師・看護師・ケアマネジャー・患者等で情報共有の取組を進めており、市としてもそのための支援を行います。
(2) 在宅医療・介護に関する普及啓発 ○かかりつけ医・歯科医制度の推進や相談支援、講演会の開催、広報での周知等により、在宅医療と介護に関する普及啓発に取り組みます。 ○人生の最後を考え、自己決定することについて支援するため、アドバンス・ケア・プランニング（今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う取組）やターミナルケア（終末期医療）等の在宅医療・介護について普及啓発に取り組みます。

(4) 高齢者の住環境の充実

高齢者が公共施設や歩道等をスムーズに利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化による施設整備を進める等、高齢者が安全で快適に生活できるやさしいまちづくりを推進します。また、高齢者の状況に応じた適切な住まいやサービスの確保と、高齢者向けの住宅等に関する情報の提供に努めます。

施策・事業
(1) 福祉のまちづくりの推進 ○「桜井市公共交通運行実施計画」に基づいて、持続可能な公共交通網構築と整備に向けた取組を進めます。 ○「桜井市バリアフリー基本構想」に位置づけた生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を実現するため「特定事業計画」を作成しています。公共施設や歩道等については「特定事業計画」に基づいて優先度の高い箇所から改良を実施することにより、高齢者にもやさしい生活環境の整備に努めます。
(2) 高齢者の住環境の整備 ○要支援や要介護状態になっても自宅で日常生活を過ごせるよう、介護保険制度による住宅改修や高齢者居宅改修補助事業の周知・利用促進を図ります。 ○住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、都道府県と連携して情報を把握し、適切な整備や必要な人の利用促進につなげます。
(3) 養護老人ホーム ○生活環境に問題があったり、経済的に困窮している高齢者を養護して社会復帰させることを目的に運営される養護老人ホームへの対象者の入所措置を行います。
(4) 軽費老人ホーム ○家庭環境や住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難な高齢者が入所して、日常生活上の必要な支援を低額な料金で受けられる軽費老人ホーム（ケアハウス）は市内に1カ所ありますが、引き続きニーズに応じた適切な施設整備に努めます。

基本目標2 健康で生きがいのある暮らしの推進

(1) 介護予防と健康づくりの推進

運動器機能の低下は、活動意欲を低下させ閉じこもりや寝たきりの原因となり、生活習慣病は様々な病気の要因になるとともに認知症有病リスクを高めます。また、口腔機能の低下は、栄養をとりにくくなったり、誤えん性肺炎を起こしやすくなる等、身体機能の衰えにつながりやすく、全身の健康に悪影響を及ぼします。

高齢になっても生き生きと暮らせる心身を保つために、介護予防・日常生活支援総合事業等による介護予防や自立支援に向けたリハビリテーション、健康づくり等について様々な施策を展開するとともに、保健事業と介護予防事業の一体的な実施について取組を強化します。

施策・事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型と通所型のサービスは、A型（緩和した基準によるサービス）を実施していますが、住民主体のB・D型、短期集中のC型の実施については引き続き実施に向けた検討を行います。
- 介護予防ケアマネジメントについては、桜井市自立支援げんき会議を開催し、ケアマネジャーが担当する利用者への支援方法等を助言する会議を積極的行います。
- 介護予防把握事業については、地域包括支援センターが通いの場を中心に地域の状況を把握し支援を実施していますが、今後より効果的かつ効率的に把握するため、多様な機関との連携を検討します。
- 介護予防事業が適切かつ効率的に実施されたか、プロセス評価を中心としてアウトカム指標を設定して、年度ごとに事業評価を行い、サービスの質の向上につなげます。
- 介護予防普及啓発事業については、委託先のシルバー人材センターや地域包括支援センターと連携して、介護予防活動の普及啓発を行います。
- 地域介護予防活動支援事業については、ケアトランポリン教室や健康マージャン教室等の介護予防教室を住民主体で取り組んでいただけるように支援します。

（２）健康の維持・増進に向けた取組

- 健康増進事業については、「健康さくらい 21 計画（第二次）食育推進計画」に基づいて、市民それぞれが健康の維持・増進に積極的に取り組むため、ライフステージに着目しながら、生涯にわたって必要な知識や情報の普及・啓発と、運動、食生活、飲酒、喫煙、こころの健康等に関する情報発信と相談・指導等を実施します。
- かかりつけ医やかかりつけ歯科医等を持つことの必要性について、周知を図ります。
- 身体及び口腔ケアのための健康診査や各種検診の実施により、病気の早期発見・早期治療と健康に関する指導等に取り組みます。また、広報・啓発や受診しやすい環境づくり等により、受診率の向上に努めます。
- 高齢者は加齢によりフレイル（虚弱）の状態になりやすいことから、早期発見・早期対応を促進し、フレイル予防と要介護状態に至る可能性の低減に努めます。

（３）保健事業と介護予防の一体的な取組

- 介護予防普及啓発事業等において、関係課及び関係機関が連携して保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むことを推進します。
- 生涯にわたる健康づくりから高齢期におけるフレイル予防や介護予防へとスムーズに移行できるよう普及啓発に努めるとともに、フレイル状態にある高齢者については医療サービスにつなげる等の適切な支援を行います。

（４）保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

- 平成 29 年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCA サイクルによる取組が制度化されました。この一環として、自治体の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進する交付金が創設されており、本市においても、交付金を活用した高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進し、高齢者が健康で生き生きと暮らせる環境づくりを推進します。

～介護予防・日常生活支援総合事業について～

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）は、高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として実施しており、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に区分されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防に資する訪問介護と通所介護のサービスに加え、住民主体の支援等も含めて実施するサービスです。また、「一般介護予防事業」は、自治体の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を分け隔てることなく、効果的・効率的に介護予防を推進する観点から総合事業に位置づけられています。

区分	対象	内容	
介護予防・生活支援サービス事業	要支援1・2又は基本チェックリスト該当者等	訪問型サービス	掃除、洗濯等の日常生活上の支援の提供
		① 訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス） ※本市で開始未定のサービス：訪問型サービス B（住民主体によるサービス）、訪問型サービス C（短期集中予防サービス）、訪問型サービス D（移動支援）	
		通所型サービス	機能訓練や集いの場等、日常生活の支援の提供
		① 通所型サービス A（緩和した基準によるサービス） ※本市で開始未定のサービス：通所型サービス B（住民主体によるサービス）、通所型サービス C（短期集中予防サービス）	
		介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供されるためのケアマネジメントの実施
一般介護予防事業	全ての高齢者	介護予防把握事業	情報を収集・把握し、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を介護予防活動へつなげる事業
		介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う事業
		・地域包括支援センターと連携した普及啓発	
		地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業
		・ケアトランポリン教室や健康マージャン教室等の介護予防教室	
		一般介護予防事業評価事業	計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う事業
		・介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会で実施	
		地域リハビリテーション活動支援事業	通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等の実施
		・今後、実施を検討	

(2) 高齢者の生きがいのづくりと社会参加の促進

高齢者のニーズを捉えながら、スポーツ・レクリエーション、講座・教室等、様々な生涯学習活動を展開し、健康増進と生きがいのづくりを推進します。また、高齢者がこれまでに培った経験・知恵・技能を生かして地域社会に参加・貢献できるよう、就労やボランティア等への機会の提供やきっかけづくりに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等の高齢者の自主運営団体に対する活動支援を行います。

施策・事業
(1) 生涯学習の推進 ○高齢者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動、趣味・教養・集い等の生涯学習全般の推進により、様々な学びや交流の機会が提供される環境づくりを推進します。 ○学びによって得た知識や経験を地域や社会に還元できる機会を提供することにより、高齢者の社会参加と生きがいのづくりに繋がります。
(2) 就労機会の提供 ○シルバー人材センターにおいて、登録された高齢者の就労機会の提供や就労意欲向上のための研修を実施することにより、高齢者が働くことを通して地域社会に参画できるよう努めます。 ○今後、元気な高齢者自身が介護現場の担い手となることも視野に、サービス事業所やシルバー人材センター等との連携を強化し、就労による高齢者の社会参加と生きがいのづくりを促進します。
(3) 交流の場の提供 ○「老人憩の家」(市内に3か所設置)により、高齢者の趣味やレクリエーション、介護予防、地域のふれあい事業等、介護予防や地域との交流の場を提供します。 ○「総合福祉センター」では、保健サービス事業、各種教養事業、各種交流イベント事業、ふれあい、憩いの場の提供事業、情報の提供及びPR事業等を行っており、趣味のクラブ活動や各種研修会、老人クラブ連合会の活動等の場を提供します。
(4) 老人クラブ活動への支援 ○高齢者の親睦交流や健康づくり、介護予防活動の推進、在宅福祉を支える友愛活動、環境美化活動等を行う老人クラブ活動を支援します。 ○会員の加入促進とリーダーの育成を図るため、PR活動や加入促進へとつながる行事の実施等を行います。

(3) 高齢者福祉サービスの充実

本市では、様々な状態の高齢者のニーズに応じた高齢者福祉サービスを充実させるため、市独自の取組を行っており、今後もあらゆる高齢者の生活水準の向上と安全・安心に資する施策・事業の展開に努めます。

施策・事業
(1) 訪問理美容サービス ○老衰・心身の障害等により理髪店や美容院に出向くのが困難な市民税非課税世帯高齢者に対し、居宅に理美容師が訪問して理美容サービスを行う費用を一部助成します。
(2) 福祉電話等貸与事業 ○ひとり暮らし高齢者等で、安否の確認や急病等、不測の事態に備えるため、緊急通報装置を貸与します。
(3) 日常生活用具給付事業 ○ひとり暮らし高齢者等で、市民税非課税世帯等の対象者に対し、火災予防のために電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付します。
(4) 「食」の自立支援事業 ○大福小学校区では、社協が市の助成を受け、大福校区給食サービス推進協議会と協力し、ひとり暮らし・寝たきり・虚弱者・障害高齢者世帯に月2回の配食サービスと、高齢者に対して月1回のふれあい型の昼食サービスを提供しています。 ○今後、他地域においても事業を拡大するため、各地区社協と協議します。
(5) ふれあいチーム派遣事業 ○地域でチームを結成し、見守りが必要な世帯への訪問を実施します。
(6) ひとり暮らし高齢者等訪問事業 ○老人クラブ会員がひとり暮らしの高齢者を訪問して様々な相談や話し相手となって、高齢者の相互扶助活動の促進、活性化を図ります。

基本目標３ 認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保

（１）認知症高齢者への支援の充実

認知症の推計からも伺えるように、本市においては、今後、認知症高齢者の増加が見込まれています。認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する正しい理解が市全体に広がるよう、認知症施策推進大綱を踏まえ、様々な機会により普及・啓発を実施するとともに、認知症本人や家族の視点を重視し、認知症の人の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

施策・事業

（１）認知症への理解促進と相談の充実

- 「認知症さくらいささえあい」を合言葉に、認知症に関する正しい知識の普及啓発として、認知症ガイドブック（ケアパス）の作成、広報誌における認知症特集の掲載、講演会の開催等を行います。
- 認知症サポーター養成講座を学校や企業、団体等で開催し、認知症に対する正しい知識の普及を行います。また、各種団体や地域の集まりへの出前講座や、養成講座の講師役であるキャラバンメイトの活躍の機会の拡充、認知症サポーターによる「チームオレンジ」活動の支援等に努めます。
- 桜井市地域包括支援センター、市に認知症地域支援推進員を配置しており、認知症の人や家族等への相談支援や必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整や認知症に関する啓発活動を実施します。

（２）認知症予防と早期発見・早期対応の推進

- 認知症地域支援推進員等が月に１回程度集まり、相談対応事例の共有や対応策の検討、個別地域ケア会議からの課題検討を通して、相談支援体制構築、支援ネットワーク構築、事業の企画・調整を行う認知症支援を考える会を開催します。
- 認知症が疑われる人・認知症の人やその家族からの相談に対して、認知症初期集中支援事業等の利用を促し、早期診断・早期対応の支援を行います。

（３）認知症高齢者やその家族に対する支援の充実

- 見守り対象者を事前登録し、「見守り QR コードシール」を配布するとともに、認知症によるひとり歩き等で行方不明になった場合、「行方不明者見守りネットワーク協力員」に市からメールにより行方不明者の情報を配信し、早期発見に繋げる取組を行います。
- 認知症の人と家族、地域の人が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実を図るため、認知症の人や家族、地域住民、専門職等が効果的に出会える場として「カフェひだまり」等の認知症カフェを実施します。

(2) 虐待防止と権利擁護の推進

高齢者の人権と意思を尊重するために、虐待防止と権利擁護を推進することが必要です。

高齢者虐待に対する関心を高め、虐待予防と早期発見・早期対応を図る体制の構築に努めるとともに、高齢や認知症等により判断能力が低下することに伴う権利侵害を未然に防ぎ、財産管理等の生活支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

施策・事業
(1) 虐待防止の推進 ○高齢者虐待防止の周知・啓発と地域での見守り等による早期発見・早期対応に努めます。 ○介護事業所を対象とした高齢者虐待研修会等の実施や、虐待対応マニュアルの作成、虐待への緊急対応のための関係課間の連携強化に取り組み、高齢者虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
(2) 権利擁護の推進 ○地域包括支援センター等において権利擁護に関する相談に応じるとともに、成年後見制度利用促進のため、社協が実施する成年後見制度や日常生活自立支援事業について周知し、必要な人への利用支援を行います。 ○個別地域ケア会議において成年後見制度利用促進について協議を行い、権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を図ります。

(3) 感染症対策と防災・防犯体制の強化

いつ起こるとも知れない災害に対して「桜井市地域防災計画」に沿った体制づくりと、新型コロナウイルス感染症対策として「桜井市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合する取組を推進し、高齢者の非常時・緊急時の安全を確保するとともに、振り込め詐欺や押し売り等の犯罪被害防止に努めます。

施策・事業
(1) 災害時の支援体制の充実 ○ひとり暮らしや障がいのある高齢者等に災害時要援護者登録制度を推奨し、事前登録情報を関係機関と情報共有し、災害時に避難支援や安否確認等を必要とする人の把握に努めます。 ○高齢者施設と協定を締結して、災害時要援護者等を受け入れる福祉避難所の設置に努めます。
(2) 防犯・交通安全対策の充実 ○悪質商法や振り込め詐欺等の被害にあわないように、広報や出前講座等の機会を通して、消費者問題や被害の未然防止に関する啓発を行います。 ○高齢者が事故に巻き込まれたり、自らが事故の加害者とならないよう、交通危険箇所の改良や街頭啓発、運転免許証の自主返納への取組や交通安全教育の推進により、交通安全に関する意識の高揚に努めます。
(3) 感染症対策の推進 ○本計画に関する全ての施策・事業については、マスクの着用、手洗いの励行、「3密」（密集、密接、密閉）の回避等の「新しい生活様式」に基づく新型コロナウイルス対策をはじめ、あらゆる感染症に対する必要な対策を講じるとともに、地域における日常生活においても「新しい生活様式」が行き届くよう普及啓発に努めます。

基本目標4 介護保険サービスの充実

(1) 介護保険サービスの充実と質の向上

介護を必要とする人が適切な介護保険サービスを受けられるよう、介護保険サービスの充実や情報提供を行います。

また、介護保険サービス提供事業者に対する指導・助言を行うとともに、利用者と事業者の橋渡しを行う介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・フォローにより、全ての利用者に良質なサービスが公平に提供されるよう取り組みます。

さらに、全国的な課題である介護人材の確保・定着に向けた取組への支援により、本市における介護保険サービスの量と質の確保に努めます。

施策・事業

(1) 介護保険サービスの確保

- 居宅サービスについては、要支援・要介護認定者が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、需要に見合うサービス供給量の確保に努めます。
- 地域密着型サービスについては、第6期計画期間中に行った地域密着型サービス事業所整備に続き、第7期計画期間中に小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所（各1事業所）の整備を行いました。第8期計画期間中においては、認定者数は、増加傾向ではあるものの急激な伸びを示していないことや施設整備に伴う介護サービスの需要と供給及び保険料増とのバランスを見極めていく必要があるため、新たな施設の整備は行いません。
- 施設サービスについては、施設等への入所を望む高齢者がそれぞれの心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう、施設サービス供給量と質の確保に努めます。

(2) 介護保険制度や各種サービスの周知

- 介護保険をはじめとする各種制度やサービス、介護予防教室やサロン等が適切に利用されるよう、地域包括支援センターにおける相談支援や関係窓口等での情報提供、ホームページやパンフレット等による広報、各種講座、イベント等での啓発により、制度やサービスの周知に努めます。

（３）介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

○地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーへの個別相談や事例検討会の実施、情報提供等の支援を行うとともに、地域ケア会議や桜井市自立支援げんき会議等の会議を開催して関係者間での情報共有を図ります。

○制度改正・支援困難事例等への対応力とケアマネジメント能力向上のための研修会等を実施します。

（４）介護人材の確保・定着に向けた取組の推進

○介護人材の確保・定着化を図るため、各種研修等により介護保険サービス従事者のキャリアアップを支援するとともに、介護職への就業等に関する情報提供等に取り組みます。

（５）介護保険サービス事業者への指導・助言

○利用者から寄せられる相談や苦情は迅速に事業者連絡するとともに、常に利用者の立場に立った適切なサービスが提供できるよう、改善に向けた指導・助言に努めます。

○介護保険サービス事業者に対して実地指導や集団指導を行うとともに、指導状況の公表や介護給付費通知の実施等、給付費の適正化も併せて行う等、事業者指導の強化を図ります。

（６）事業者情報の開示と評価の推進

○サービスの向上につなげるため、介護サービス事業者のサービスに関する自己評価や第三者評価の普及・促進に向けた働きかけを行います。

（７）共生型サービスへの取組

○本市において、平成 30 年度の介護・障害報酬改定において、「共生型サービス」の創設に伴う基準について、介護保険サービス又は障害福祉サービスの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくするため、条例改正等の必要な対応を行いました。これらにより、「共生型サービス」の整備要望があった場合に、事業者の負担軽減を図るとともに、サービスの創設に向けた支援を行います。

(2) 介護保険事業の適正な運営

今後、さらに高齢者が増加する中、持続可能な介護保険事業を運営していくため、介護給付を必要とする受給者を適正に認定し、介護保険サービスの利用者が必要とする過不足のないサービスを介護保険サービス事業者が適切に提供できるよう、介護給付の適正化に取り組めます。

施策・事業
(1) 介護給付適正化の推進 <要介護認定の適正化> ○認定調査に従事する調査員一人一人が同じ視点に立ち同様の判断基準で調査が行えるよう、研修や指導の充実を図り、要介護認定の平準化に努めます。 ○公正かつ的確な認定に向けて、主治医意見書や特記事項の内容等が審査や判定に正しく反映されるよう、介護認定審査会委員に対する研修の充実等を桜井宇陀広域連合に働きかけます。 <ケアプランの点検> ○介護支援専門員が作成したケアプランが利用者の自立支援に向けた適正な計画となっているか点検するとともに、介護支援専門員への助言・指導等を行います。 <住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査> ○事前申請時に提出された住宅改修の内容が、写真等で確認できない等疑義のある場合に、利用者宅への訪問調査を実施し、施工計画が適正か、またその効果等を確認します。 ○福祉用具の利用者等について、福祉用具の必要性や利用状況、費用額等を確認し、必要な場合は、利用者宅への訪問調査等を行い、適切な福祉用具の利用をすすめます。 <縦覧点検・医療情報との突合> ○奈良県国民健康保険団体連合会から提供される給付に関する情報を活用し、請求内容の点検・医療情報との突合を行い、必要に応じて事業者に過誤申立等の指導を行います。 <介護給付費通知> ○利用者に自己のサービス利用状況を確認していただくことにより、事業者からの不適切・不正な給付を抑制し、利用者や事業者に対して適切なサービス利用を啓発します。
(2) 業務効率化の推進 ○今後、指定申請の提出項目の削減と様式の統一や実地指導の標準化・効率化、ウェブ入力・電子申請等の ICT 等の活用に向けた取組を推進し、文書負担を軽減します。

第8章 介護保険事業の推進

1. 居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護は、在宅で介護を受ける人に、ホームヘルパーによる入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問介護	回/月	12,109	12,170	12,352	12,315	12,600	12,836
	人/月	599	597	597	598	611	622

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、在宅で介護を受ける人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介助を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴介護	回/月	261	249	239	239	245	258
	人/月	51	45	40	40	41	43
介護予防訪問入浴介護	回/月	1	0.3	0	4	4	4
	人/月	0.3	0.2	0	2	2	2

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、在宅で看護を受ける人に、看護師・保健師、理学療法士・作業療法士等の専門職が、療養上の支援または必要な診療の支援を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問看護	回/月	2,473	2,528	2,592	2,600	2,685	2,722
	人/月	242	247	254	255	263	266
介護予防訪問看護	回/月	262	345	494	504	514	524
	人/月	39	44	54	55	56	57

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、在宅で介護を受ける人に、心身の機能の維持回復や、日常生活の自立を支援するために、理学療法士や作業療法士等の専門職が必要なりハビリテーションを行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問リハビリテーション	回/月	637	624	603	602	616	631
	人/月	53	51	51	51	52	53
介護予防 訪問リハビリテーション	回/月	85	49	28	28	28	28
	人/月	7	5	3	3	3	3

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握のうえ療養上の管理及び指導を行うものです。サービスは、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が訪問して行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅療養管理指導	人/月	258	285	312	312	319	325
介護予防 居宅療養管理指導	人/月	31	30	34	34	35	35

(6) 通所介護

通所介護は、デイサービスセンター等の施設で入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練等を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所介護	回/月	4,634	5,452	6,377	6,398	6,528	6,632
	人/月	439	486	537	539	550	559

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法士や作業療法士等の専門職が必要なリハビリテーションを行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所リハビリテーション	回/月	2,131	2,230	2,347	2,365	2,401	2,447
	人/月	253	255	258	260	264	269
介護予防 通所リハビリテーション	人/月	165	157	166	169	173	176

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護は、介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練等を行い、要介護者・要支援者の心身機能の維持と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所生活介護	日/月	2,013	2,213	2,892	2,878	2,953	2,980
	人/月	154	169	186	185	191	193
介護予防 短期入所生活介護	日/月	50	53	82	84	84	84
	人/月	8	8	10	10	10	10

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行い、要介護者・要支援者の心身機能の向上と、介護する家族の負担の軽減を目的としています。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所療養介護	日/月	271	256	272	275	275	282
	人/月	35	33	32	33	33	34
介護予防 短期入所療養介護	日/月	30	22	32	32	40	40
	人/月	5	4	4	4	5	5

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し、日常生活を営むことに支障のある要介護者・要支援者の生活上の便宜を図り、機能訓練や自立を支援するため、貸与するものです。その対象用具には、車いす・床ずれ防止用具・歩行器・つえ等があります。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
福祉用具貸与	人/月	891	943	971	972	993	1,009
介護予防 福祉用具貸与	人/月	318	309	338	343	352	359

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

特定福祉用具購入費は、入浴や排せつに用いる福祉用具等の一定のものを購入した要介護者・要支援者に支給するものであり、利用額は年間10万円を限度とします。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
特定福祉用具購入費	人/月	14	14	19	20	20	20
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	9	7	4	5	6	6

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修費は、要介護者・要支援者の日常生活を支援し、介護の負担を軽減するために、手すりの取付けや段差解消、洋式便器への取り替え等、小規模な住宅改修を行った場合に支給するものであり、20万円を限度とします。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
住宅改修	人/月	17	14	16	16	16	16
介護予防住宅改修	人/月	13	14	11	11	11	11

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム入所者等に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった人が自立した日常生活を営むことができることをめざすものです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
特定施設入居者 生活介護	人/月	51	54	56	65	76	84
介護予防 特定施設入居者 生活介護	人/月	20	19	19	22	24	26

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、要介護者の心身の状況維持・向上を図るため、ケアマネジャーが、本人の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望をもとに居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、適切な介護サービスが受けられるよう、サービス事業者間の連絡調整を行います。

介護予防支援は、地域包括支援センターの職員が要支援者の介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成し、これらが確実に提供されるようサービス提供機関等との連絡・調整等を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護支援	人/月	1,287	1,335	1,365	1,370	1,397	1,420
介護予防支援	人/月	445	435	451	457	468	478

2. 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	2	20	30	41

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問により、または利用者の求めに応じて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態である人について、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型 通所介護	回/月	72	60	30	31	31	31
	人/月	9	8	4	5	5	5
介護予防 認知症対応型 通所介護	回/月	0	6	3	3	3	3
	人/月	0	1	2	2	2	2

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、要介護者の住み慣れた地域で、通いを中心として訪問や泊まりを組み合わせ、日常生活の支援を行うサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小規模多機能型 居宅介護	人/月	94	87	78	78	82	87
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	人/月	17	18	27	27	29	31

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の状態にある高齢者が共同生活住居において、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援するサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型 共同生活介護	人/月	119	126	131	145	150	150
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	人/月	3	3	1	1	1	1

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

入居者が要介護者とその配偶者に限定されている、定員29人以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者に対してケアを行います。入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練を行うことにより、要介護状態となった人が自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	16	29	29	29	29	29

(8) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）とは、平成 24 年度から創設されたサービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、医療・看護ニーズの高い要介護者を地域で支えていくサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第 7 期			第 8 期		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
看護小規模多機能 型居宅介護	人/月	0	0	0	12	15	20

(9) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員が18人以下のデイサービスセンター等で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援や機能訓練等を受けることができるサービスです。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型通所介護	回/月	2,316	2,291	2,310	2,328	2,355	2,411
	人/月	223	233	245	247	250	256

3. 介護施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設は、要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理や療養上の支援を行うことを目的とした施設です。

限られた資源の中で、より必要性の高い人々が入所しやすいよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能を重視するため、新たに入所する人については、原則要介護3以上の人に限られます。(要介護1・2の場合であっても、特定の要件を満たせば入所可能)。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人福祉施設	人/月	303	316	325	340	350	359

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行うとともに、在宅生活への復帰を図ることを目的とした施設です。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人保健施設	人/月	217	201	210	213	218	225

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、療養病床等を持つ病院・診療所で介護療養型医療施設の指定を受けた施設です。ここでは要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の支援、機能訓練やその他必要な医療を行います。

国の方針により、令和5年度（2023年度）末に廃止することになっています。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護療養型医療施設	人/月	11	2	0	0	0	0

(4) 介護医療院

日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな施設です。

■実績と見込み

		実績		見込み			
		第7期			第8期		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護医療院	人/月	8	14	14	20	21	22

4. 基盤整備について

(1) 地域密着型サービスの整備状況と利用定員

		第7期	第8期計画			
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	1	1	1	1	
	定員	29	29	29	29	
認知症対応型共同生活介護	施設数	10	10	10	10	
	定員	150	150	150	150	
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	

(2) 施設サービスの整備状況と利用定員

		第7期	第8期計画			
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
介護老人福祉施設	施設数	3	3	3	3	
	定員	307	327	327	327	
介護老人保健施設	施設数	3	3	3	3	
	定員	280	280	280	280	
介護療養型医療施設	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	
介護医療院	施設数	0	0	0	0	
	定員	0	0	0	0	

5. 介護保険サービスの量の見込み

(1) 介護サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス								
訪問介護	回／月	12,315	12,600	12,836	12,751	13,974	13,984	13,693
	人／月	598	611	622	623	678	684	669
訪問入浴介護	回／月	239	245	258	247	275	277	264
	人／月	40	41	43	41	46	46	44
訪問看護	回／月	2,600	2,685	2,722	2,714	2,970	2,971	2,898
	人／月	255	263	266	266	291	292	285
訪問リハビリテーション	回／月	602	616	631	629	685	683	665
	人／月	51	52	53	53	58	58	56
居宅療養管理指導	人／月	312	319	325	323	354	355	347
通所介護	回／月	6,398	6,528	6,632	6,656	7,230	7,331	7,157
	人／月	539	550	559	561	609	618	603
通所リハビリテーション	回／月	2,365	2,401	2,447	2,474	2,682	2,719	2,664
	人／月	260	264	269	272	295	299	293
短期入所生活介護	日／月	2,878	2,953	2,980	2,982	3,252	3,289	3,225
	人／月	185	191	193	193	210	212	208
短期入所療養介護 (老健)	日／月	275	275	282	291	317	326	310
	人／月	33	33	34	35	38	39	37
短期入所療養介護 (病院等)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(介 護医療院)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人／月	972	993	1,009	1,011	1,102	1,112	1,087
特定福祉用具購入費	人／月	20	20	20	20	22	22	21
住宅改修費	人／月	16	16	16	16	18	19	18
特定施設入居者生活介護	人／月	65	76	84	94	99	109	116

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
②地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人／月	20	30	41	60	72	95	110
夜間対応型訪問介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回／月	31	31	31	35	35	35	35
	人／月	5	5	5	6	6	6	6
小規模多機能型居宅介護	人／月	78	82	87	94	99	102	104
認知症対応型共同生活介護	人／月	145	150	150	168	168	175	178
地域密着型特定施設入居者生活介護	人／月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人／月	29	29	29	29	29	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	人／月	12	15	20	29	29	29	29
地域密着型通所介護	回／月	2,328	2,355	2,411	2,415	2,639	2,675	2,619
	人／月	247	250	256	257	280	284	278
③施設サービス								
介護老人福祉施設	人／月	340	350	359	379	403	442	445
介護老人保健施設	人／月	213	218	225	240	249	266	272
介護療養型医療施設	人／月	0	0	0				
介護医療院	人／月	20	21	22	32	33	33	33
④居宅介護支援	人／月	1,370	1,397	1,420	1,425	1,550	1,569	1,532

(2) 介護予防サービスの量の見込み

単位：回（日）、人／月

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス								
介護予防 訪問入浴介護	回／月	4	4	4	4	4	4	4
	人／月	2	2	2	2	2	2	2
介護予防 訪問看護	回／月	504	514	524	533	578	578	543
	人／月	55	56	57	58	63	63	59
介護予防 訪問リハビリテーション	回／月	28	28	28	28	36	36	28
	人／月	3	3	3	3	4	4	3
介護予防 居宅療養管理指導	人／月	34	35	35	36	39	39	37
介護予防 通所リハビリテーション	人／月	169	173	176	181	191	190	181
介護予防 短期入所生活介護	日／月	84	84	84	84	93	93	93
	人／月	10	10	10	10	11	11	11
介護予防 短期入所療養介護 (老健)	日／月	32	40	40	40	40	40	40
	人／月	4	5	5	5	5	5	5
介護予防 短期入所療養介護 (病院等)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護 (介護医療院)	日／月	0	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	人／月	343	352	359	367	389	389	369
特定介護予防 福祉用具購入費	人／月	5	6	6	6	6	6	6
介護予防 住宅改修費	人／月	11	11	11	12	12	12	12
介護予防 特定施設入居者生活介護	人／月	22	24	26	32	34	38	39

単位：回（日）、人／月

		第 8 期計画			将来推計			
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 12 年度 (2030)	令和 17 年度 (2035)	令和 22 年度 (2040)
②地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応 型通所介護	回／月	3	3	3	3	4	4	3
	人／月	2	2	2	2	3	3	2
介護予防小規模多機 能型居宅介護	人／月	27	29	31	34	36	38	38
介護予防認知症対応 型共同生活介護	人／月	1	1	1	1	1	1	1
③介護予防支援	人／月	457	468	478	490	518	518	492

6. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービス給付費（見込額）

単位：千円／年

サービス種類	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①居宅サービス							
訪問介護	404,289	414,298	422,218	418,751	459,184	458,765	449,159
訪問入浴介護	35,474	36,317	38,328	36,680	40,726	41,088	39,078
訪問看護	141,172	145,979	148,071	147,402	161,464	161,268	157,233
訪問リハビリテーション	20,699	21,200	21,689	21,640	23,565	23,516	22,882
居宅療養管理指導	39,420	40,333	41,081	40,790	44,753	44,839	43,839
通所介護	612,250	625,512	634,989	636,260	692,749	700,630	684,356
通所リハビリテーション	234,822	238,434	242,852	245,078	266,332	269,329	264,304
短期入所生活介護	290,064	297,655	300,403	300,059	327,822	331,251	324,592
短期入所療養介護（老健）	37,483	37,504	38,348	39,530	43,256	44,192	42,166
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	160,078	163,779	166,428	165,853	181,641	182,228	178,281
特定福祉用具購入費	6,761	6,761	6,761	6,761	7,477	7,477	7,181
住宅改修費	9,259	9,259	9,259	9,259	10,535	10,821	10,535
特定施設入居者生活介護	150,079	174,190	193,139	217,337	229,813	253,779	271,257
②地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38,784	54,906	79,794	119,047	143,971	193,363	224,369
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	4,110	4,112	4,112	4,653	4,653	4,653	4,653
小規模多機能型居宅介護	201,107	210,746	223,726	242,384	255,364	262,967	269,071
認知症対応型共同生活介護	445,884	461,634	461,634	515,817	515,817	537,488	546,772
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	90,516	90,566	90,751	90,566	90,566	90,566	90,566
看護小規模多機能型居宅介護	32,020	40,986	55,591	81,674	81,674	81,674	81,674
地域密着型通所介護	236,989	239,990	245,734	245,374	268,913	272,075	266,679

単位：千円／年

	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
③施設サービス							
介護老人福祉施設	1,030,322	1,059,403	1,086,636	1,149,394	1,220,320	1,337,810	1,349,073
介護老人保健施設	724,191	740,905	764,835	815,991	845,078	904,073	925,528
介護医療院	93,110	97,647	102,446	148,555	153,041	153,041	153,041
介護療養型医療施設	0	0	0				
④居宅介護支援	218,884	223,351	226,796	227,382	247,675	250,323	244,553
介護サービスの総給付費	5,257,767	5,435,467	5,605,621	5,926,237	6,316,389	6,617,216	6,650,842

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 介護予防サービス給付費（見込額）

単位：千円／年

サービス種類	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
①介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	399	400	400	400	400	400	400
介護予防訪問看護	23,232	23,691	24,138	24,584	26,629	26,629	25,030
介護予防訪問リハビリテーション	887	888	888	888	1,152	1,152	888
介護予防居宅療養管理指導	3,917	4,041	4,041	4,163	4,496	4,496	4,286
介護予防通所リハビリテーション	77,245	79,116	80,657	82,999	87,683	87,396	83,454
介護予防短期入所生活介護	6,448	6,452	6,452	6,452	7,156	7,156	7,156
介護予防短期入所療養介護（老健）	3,335	4,171	4,171	4,171	4,171	4,171	4,171
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	17,669	18,129	18,495	18,915	20,054	20,061	19,041
特定介護予防福祉用具購入費	1,574	1,905	1,905	1,905	1,905	1,905	1,905
介護予防住宅改修	10,904	10,904	10,904	11,910	11,910	11,910	11,910
介護予防特定施設入居者生活介護	21,293	23,120	24,936	30,382	32,198	35,829	36,515
②地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	321	321	321	321	482	482	321
介護予防小規模多機能型居宅介護	21,616	23,157	24,685	27,177	29,103	30,631	30,631
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,512	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514
③介護予防支援	24,892	25,505	26,050	26,703	28,228	28,228	26,810
介護予防サービスの総給付費	216,244	224,314	230,557	243,484	258,081	262,960	255,032

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

7. 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付見込額

単位：千円／年

		第8期計画			将来推計			
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1	介護サービス 給付費	5,257,767	5,435,467	5,605,621	5,926,237	6,316,389	6,617,216	6,650,842
2	介護予防サービス 給付費	216,244	224,314	230,557	243,484	258,081	262,960	255,032
3	総給付費（1＋2）	5,474,011	5,659,781	5,836,178	6,169,721	6,574,470	6,880,176	6,905,874
4	特定入所者介護 サービス費等給付額	206,817	201,171	211,832	223,941	238,636	249,726	250,659
5	高額介護サービス費 等給付額	150,210	156,914	165,544	175,005	186,486	195,158	195,887
6	高額医療合算介護 サービス費等給付額	19,258	19,933	21,128	22,336	23,801	24,908	25,001
7	算定対象審査支払 手数料	6,151	6,304	6,462	6,831	7,279	7,618	7,646
8	標準給付費 （3～7の合計）	5,856,446	6,044,103	6,241,144	6,597,834	7,030,673	7,357,586	7,385,067

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 地域支援事業費見込額

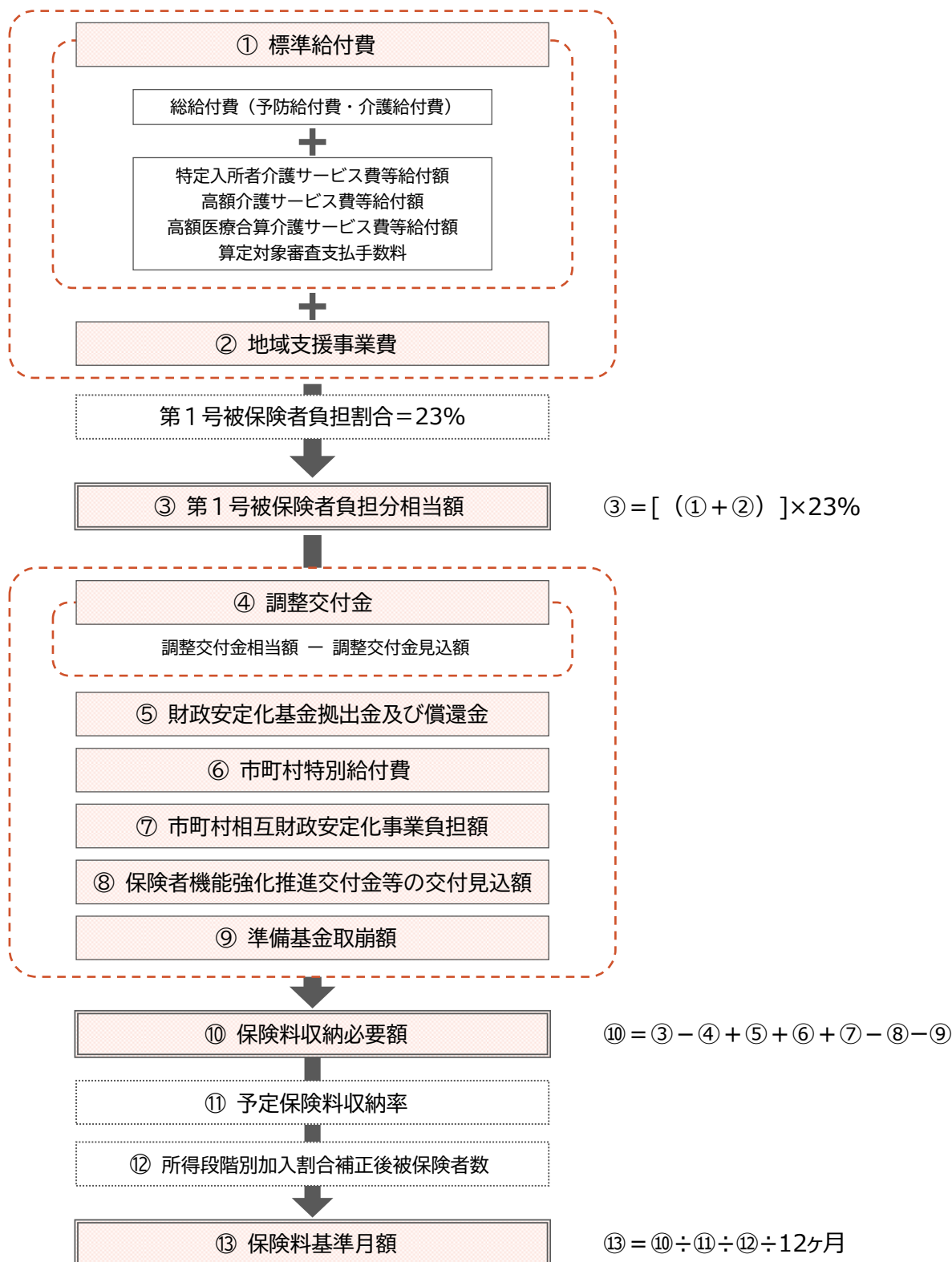
単位：千円／年

	第8期計画			将来推計			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
1 介護予防・日常生活支援 総合事業費							
(1)訪問型サービス事業費	50,592	51,507	52,422	54,040	56,958	57,358	54,521
(2)通所型サービス事業費	84,320	85,825	87,330	91,625	97,951	101,934	99,576
(3)介護予防ケアマネジ メント事業費	16,675	16,996	17,317	18,785	19,234	18,486	17,627
(4)介護予防把握事業	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
(5)介護予防普及啓発事業	2,000	2,000	2,000	1,838	1,882	1,809	1,724
(6)地域介護予防活動支援 事業	17,000	17,000	17,000	19,058	19,514	18,756	17,884
(7)一般介護予防事業評価 事業	300	300	300	345	353	339	323
(8)地域リハビリテーショ ン活動支援事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
介護予防・日常生活支援総 合事業費 計	175,388	178,128	180,869	190,191	200,392	203,182	196,156
2 包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営） 及び任意事業費							
(1)包括的支援事業費	66,600	66,600	66,600	66,927	66,082	64,401	63,481
(2)任意事業費	20,000	20,000	20,000	24,801	24,488	23,865	23,524
包括的支援事業（地域包 括支援センターの運営）及 び任意事業費 計	86,600	86,600	86,600	91,728	90,570	88,266	87,006
3 包括的支援事業（社会保 障充実分）							
(1)在宅医療・介護連携推 進事業	5,756	5,756	5,756	5,756	5,756	5,756	5,756
(2)生活支援体制整備事業	7,013	7,013	7,013	7,013	7,013	7,013	7,013
(3)認知症初期集中支援推 進事業	406	366	366	503	503	503	503
(4)認知症地域支援・ケア 向上事業	1,131	1,093	1,093	993	993	993	993
(5)認知症サポーター活動 促進・地域づくり推進 事業	359	359	359	275	275	275	275
(6)地域ケア会議推進事業	1,248	1,248	1,248	1,283	1,283	1,283	1,283
包括的支援事業（社会保 障充実分） 計	15,912	15,834	15,834	15,823	15,823	15,823	15,823
地域支援事業費 計	277,900	280,562	283,303	297,741	306,785	307,271	298,984

※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

8. 介護保険料の算定

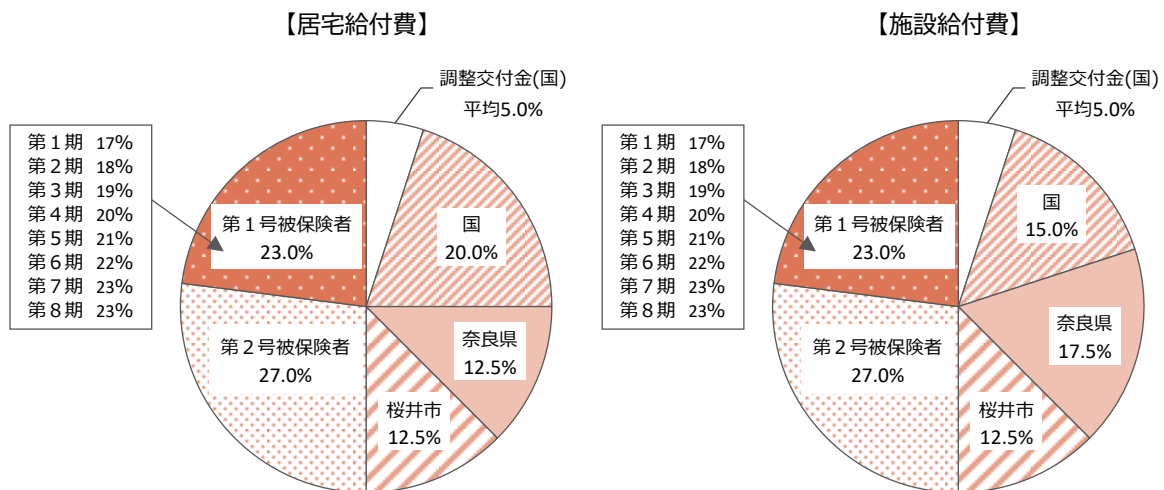
(1) 保険料算定の手順



(2) 介護保険の財源構成

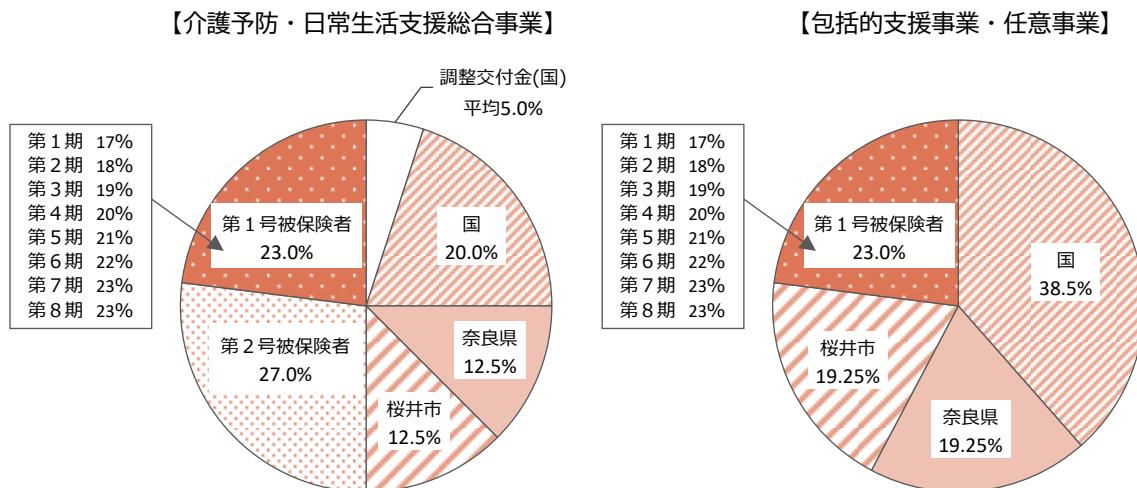
介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となっています。そのうち第8期における第1号被保険者の保険料負担割合は、第7期と同じ23%で設定されています。

《介護保険の財源構成》



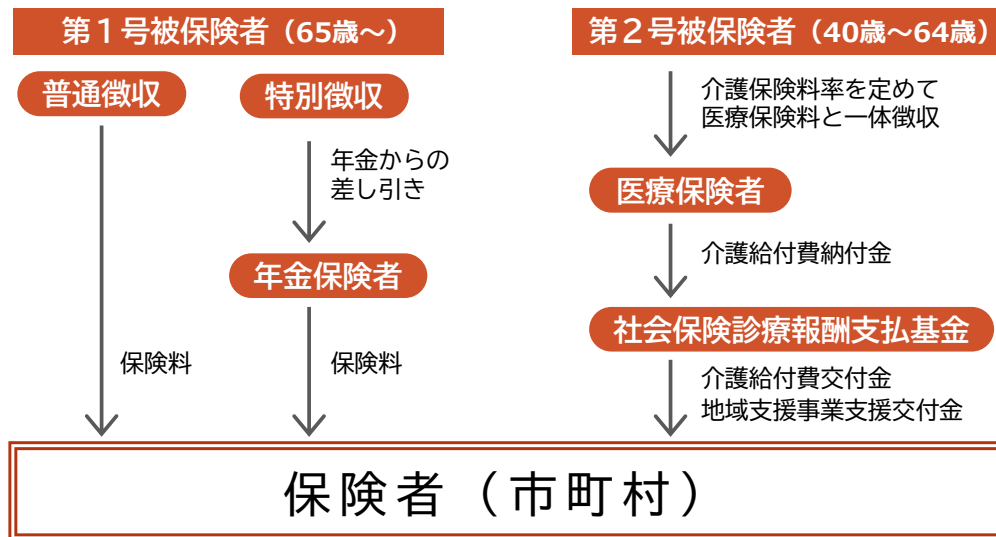
地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

介護予防・日常生活支援総合事業については、上記の居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



(3) 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、普通徴収と特別徴収がありますが、過去の収納状況を勘案し、第8期の予定保険料収納率は99.0%を見込んでいます。



(4) 第1号被保険者(65歳以上の人)で負担すべき経費

ここまでに示した給付費や負担構造等から、第8期においては第1号被保険者の保険料として、約40億236万円を収納する必要があることとなりますが、予定保険料収納率を考慮すると、約40億4,279万円を徴収する想定で保険料を算定する必要があります。

(単位:円)

		第8期計画			
		合計	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A	標準給付費見込額	18,141,693,626	5,856,446,163	6,044,102,981	6,241,144,482
B	地域支援事業費	841,765,051	277,899,819	280,562,351	283,302,881
C	介護予防・日常生活支援総合事業費	534,384,151	175,387,519	178,128,051	180,868,581
D	第1号被保険者負担分相当額	4,366,195,496	1,410,899,576	1,454,673,026	1,500,622,894
			$(A+B) \times 23\%$		
E	調整交付金相当額	933,803,889	301,591,684	311,111,552	321,100,653
			$(A+C) \times 5\%$		
F	調整交付金見込交付割合		5.54%	5.68%	5.70%
G	調整交付金見込額	1,053,642,000	334,164,000	353,423,000	366,055,000
			$(A+C) \times F$		
H	財政安定化基金拠出金見込額	0			
I	財政安定化基金償還金	0			
J	保険者機能強化推進交付金等交付見込額	45,000,000			
K	準備基金の残高(R2年度末の見込額)	476,120,071			
L	準備基金取崩額	199,000,000			
M	保険料収納必要額	4,002,357,385	$D+E-G+H+I-J-L$		
N	予定保険料収納率	99.00%			
O	予定保険料収納率を考慮した必要額	4,042,785,237			
			$M \div N$		

(5) 所得段階の設定

第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の所得段階については、国の標準段階である9段階を基本とします。本市では、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、国の標準段階（9段階）を弾力化して、13段階に設定しました。

なお、低所得層（第1段階・第2段階・第3段階）の負担軽減措置として、国・県・市の一般財源の投入による保険料の軽減が継続して行われる見込みです。

■保険料段階

第8期計画期間		
所得段階	基準額に対する割合 (実質負担割合)	対 象 者
第1段階	基準額×0.50 (0.3)	生活保護を受給している人、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人
		世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.75 (0.5)	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人
第3段階	基準額×0.75 (0.7)	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人
第4段階	基準額×0.90	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階	【基準額】	同じ世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人
第6段階	基準額×1.20	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額×1.40	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人
第8段階	基準額×1.60	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人
第9段階	基準額×1.80	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人
第10段階	基準額×2.00	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人
第11段階	基準額×2.20	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人
第12段階	基準額×2.30	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人
第13段階	基準額×2.40	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

※実質負担割合は公費による負担軽減をした場合の被保険者の割合です。

(6) 所得段階別第1号被保険者数

前掲の所得段階別の第1号被保険者数については、次のように見込んでいます。

■所得段階別被保険者数

(単位：人)

所得段階	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期合計	構成比
第1段階	3,980	3,976	3,978	11,934	22.4%
第2段階	1,401	1,400	1,400	4,201	7.9%
第3段階	1,180	1,179	1,179	3,538	6.6%
第4段階	2,474	2,472	2,473	7,419	13.9%
第5段階	2,112	2,110	2,111	6,333	11.9%
第6段階	2,568	2,564	2,564	7,696	14.4%
第7段階	2,176	2,174	2,175	6,525	12.2%
第8段階	951	950	951	2,852	5.4%
第9段階	369	370	370	1,109	2.1%
第10段階	275	275	276	826	1.5%
第11段階	89	89	90	268	0.5%
第12段階	61	61	61	183	0.3%
第13段階	153	153	153	459	0.9%
計	17,789	17,773	17,781	53,343	100.0%

保険料段階に基づく補正第1号被保険者数（合計）

(単位：人)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	第8期合計
補正第1号被保険者数	17,831	17,817	17,827	53,475

(7) 第1号被保険者の介護保険料

介護保険事業にかかる給付費及び被保険者数等をもとに計算した、第1号被保険者の保険料は次のとおりです。

年額保険料基準額：75,600円（月額6,300円）

(8) 介護保険料基準額（月額）の内訳

（単位：円）

所得段階	基準額に対する割合 （実質負担割合※）	月額	年額
第1段階	0.50	3,150	37,800
	(0.3)	1,890	22,680
第2段階	0.75	4,725	56,700
	(0.5)	3,150	37,800
第3段階	0.75	4,725	56,700
	(0.7)	4,410	52,920
第4段階	0.90	5,670	68,040
第5段階	【基準額】	6,300	75,600
第6段階	1.20	7,560	90,720
第7段階	1.40	8,820	105,840
第8段階	1.60	10,080	120,960
第9段階	1.80	11,340	136,080
第10段階	2.00	12,600	151,200
第11段階	2.20	13,860	166,320
第12段階	2.30	14,490	173,880
第13段階	2.40	15,120	181,440

※実質負担割合は公費による負担軽減をした場合の被保険者の割合です。

第9章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係課の連携強化

本計画は、介護保険事業・保健福祉分野だけでなく、高齢者の生きがいくりのための生涯学習・地域活動・就労等の環境整備等、高齢者の暮らしを支える計画と言えます。そのため、保健・福祉・介護部門の連携体制の強化と庁内関係課との情報共有・協力体制により、計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、桜井市社協、介護事業者等関係機関との連携を図っていきます。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び近隣市町村と連携して推進していきます。

(3) 地域住民との協働・連携体制の構築

高齢者や障害のある人をはじめ地域福祉の課題は、当事者やその家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループ等、広く住民に協力を求め、協働による施策の展開をめざします。

(4) PDCAサイクルによる進捗評価と改善

本計画の進捗管理は、計画に掲げる目標や施策が高齢者のニーズに応じて適切かつ効果的に実行されているか等について、PDCAサイクルによりその達成状況を評価し、必要に応じて施策・事業の内容の見直しを行います。

2. 計画の評価

次の通り指標を設定し、各施策・事業の取組の進捗評価を実施します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問型サービス（第Ⅰ号訪問事業） 緩和した基準によるサービス	事業費	千円	49,000	49,980	50,980
	利用者数	人	357	364	371
通所型サービス（第Ⅰ号通所事業） 緩和した基準によるサービス	事業費	千円	82,000	83,640	85,310
	利用者数	人	469	478	488

(2) 訪問理美容サービス

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
理容	回	32	34	36
美容	回	17	19	21

(3) 福祉電話等貸与事業

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
緊急通報装置	件	140	145	150
福祉電話	件	15	16	17

(4) 日常生活用具給付事業

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
電磁調理器	件	3	4	5
火災警報機	件	1	1	1
自動消火器	件	1	1	1

(5) 「食」の自立支援事業

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
月2回の配食サービス、 月1回のふれあい型の昼食サービス	件	1,000	1,200	1,300

(6) ふれあいチーム派遣事業

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問対象世帯	世帯	18	19	20

(7) ひとり暮らし高齢者等訪問事業

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問対象世帯	世帯	475	500	525

(8) 養護老人ホーム

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
入所者数	人	25	25	25

(9) 高齢者紙おむつ等給付事業

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	人	250	260	270

(10) 老人クラブ活動

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
老人クラブ	加入者数	人	3,900	4,000	4,100
	加入率	%	18.0	18.5	19.0

(11) 総合福祉センター

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用者数	延べ人数	14,000	15,000	16,000
浴場利用者数	延べ人数	8,300	8,500	9,000

(12) 老人憩の家

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
西老人憩の家	利用者数	延べ人数	7,500	8,000	8,500
東老人憩の家	利用者数	延べ人数	6,000	6,300	6,600
北老人憩の家	利用者数	延べ人数	3,500	3,750	4,000
合計	利用者数	延べ人数	17,000	18,050	19,100

(13) 就労支援

指標		目標値		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
会員数	人	240	250	260
延就業者数	人	25,000	26,000	27,000
就業率	%	90	91	92
受注件数	件	1,700	1,750	1,800

(14) 成年後見制度の利用支援

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
申立数	後見	人	7	8	10
	保佐	人	5	6	8
	補助	人	1	5	6

(15) 介護予防の推進

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
桜井市自立支援げんき会議	開催数	回	24	24	24
介護予防教室の実施 (ケアトランポリン教室や健康 マージャン教室等)	回数	回	114	138	162
	参加実人数	人	78	88	108
	参加延人数	人	1,960	2,320	2,680

(16) 生活支援体制の整備

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
支え合いの地域づくりに向けた普及啓発の実施	参加 延人数	人	500	1,000	1,500

(17) 見守り体制の充実

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
桜井市行方不明者見守りネットワーク協力員	登録者数	人	130	150	200

(18) 認知症施策の充実

指標			目標値		
			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症サポーターの養成	養成講座への参加延人数	人	250	300	350

(19) アウトカム※指標

単位：％

指標		基準値	目標値
		令和元年度 (2019)	令和4年度 (2022)
ニーズ調査	自分自身の健康状態【「とてもよい+まあよい」の割合】	77.6	80.0
	自分がどの程度幸せか【「高得点」(点数8～10点)の割合】	47.0	50.0
	外出回数が減っているか【「減っていない」の割合】	29.6	35.0
	スポーツ関係のグループやクラブに参加する高齢者【週1回以上の割合】	14.5	16.0
	地域づくりへの企画・運営(お世話役)としての参加意向のある高齢者【「是非参加したい+既に参加している」の割合】	6.0	8.0
	運動器機能低下リスク高齢者【全体の割合】	26.3	23.0
	咀嚼機能低下リスク高齢者【全体の割合】	38.6	35.0
	認知機能低下リスク高齢者【全体の割合】	46.3	42.0
	認知症の相談窓口の認知度【「はい(知っている)」の割合】	22.9	30.0
	成年後見制度の認知度【「名称も内容も知っている」の割合】	20.2	25.0
	地域包括支援センターの認知度【「知らない」の割合】	30.1	25.0
在宅介護実態調査	介護者が不安に感じる介護【「認知症状への対応」の割合】	30.8	28.0
	介護離職の低減【「主な介護者が仕事を辞めた+主な介護者が転職した」の割合】	6.9	5.0
その他	通いの場に参加する高齢者の割合 【通いの場の参加者(実人数)／高齢者人口】	9.6	12.0

※アウトカムとは「成果・効果」という意味で、施策・事業を実施したことによる成果・効果のことを指します。

資 料

1. 桜井市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 5 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、桜井市介護保険条例（平成 12 年 3 月桜井市条例第 4 号）第 13 条の規定に基づいて設置する桜井市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、桜井市における介護保険の円滑な推進のための諸事項について、協議するものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 第 1 号被保険者を代表する者
- (2) 第 2 号被保険者を代表する者
- (3) 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する者
- (4) 介護保険関係施設を代表する者
- (5) 公益を代表する者
- (6) 市議会を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長 2 名を置き、会長、副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議長)

第 5 条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第 6 条 協議会は、第 2 条に定める事項を協議するため、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、福祉保険部高齢福祉課において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は協議会が定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 18 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2. 桜井市介護保険運営協議会委員名簿

◎：会長 ○：副会長

		所属	氏名
1	市議会代表	桜井市議会議長	我妻 力
2	医師会代表	桜井市医師会会長	◎ 菊川 政次
3	歯科医師会代表	桜井市歯科医師会会長	御簾 裕弘
4	薬剤師会代表	桜井市薬剤師会会長	後岡 敬太郎
5	自治連合会代表	桜井市自治連合会会長	○ 河合 淳好
6	社会福祉協議会代表	桜井市社会福祉協議会局長	樋口 大輔
7	民生児童委員連絡協議会代表	桜井市民生児童委員連絡協議会会長	○ 東 幸次郎
8	介護保険施設代表	社会福祉法人清光会本部部長	西山 一男
9	介護保険事業者代表	老人保健施設シルバーケアまほろば (居宅介護支援事業所なでしこ)	原田 裕貴
10	地域包括支援センター代表	桜井市地域包括支援センターひかり	松本 利博
11	ケアマネジャー代表	指定居宅介護支援事業所れいんぼー	村井 孝子
12	中和保健所代表	奈良県中和保健所健康増進課課長	森本 めぐみ
13	老人クラブ連合会代表	桜井市老人クラブ連合会会長	野口 敏雄
14	P T A 協議会代表	桜井市P T A協議会会長	工藤 将之
15	看護協会代表	公益社団法人奈良県看護協会	堂ノ本 悦子
16	学識経験者代表	天理大学教授	渡辺 一城
17	ボランティア連絡協議会代表	桜井市ボランティア連絡協議会会長	北村 嘉津代
18	障害者（児）団体連合会代表	桜井市障害者（児）団体連合会会長	高瀬 一代
19	行政関係者	桜井市福祉保険部長	井上 紀美

(敬称略・順不同)

3. 計画の策定経過

年月日		内 容
令和2年	2月19日	「在宅介護実態調査」の実施（～3月27日まで）
	3月30日	「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の実施（～4月14日まで）
	9月25日	第1回 桜井市介護保険運営協議会及び桜井市地域密着型サービス運営委員会（書面会議） 1. 介護保険運営協議会 （1）介護保険の状況について （2）老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について 2. 地域密着型サービス運営委員会 （1）令和元年度地域密着型サービス施設整備実績について
	11月26日	第2回 桜井市介護保険運営協議会 （1）桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について
	12月14日	パブリックコメント実施（～令和3年1月21日まで）
令和3年	2月25日	第3回 桜井市介護保険運営協議会 （1）桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について
	3月	計画決定

桜井市老人保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

発 行：桜井市

編 集：桜井市福祉保険部高齢福祉課

住所：〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432-1

TEL : 0744-42-9111（代）

発行年月：令和3年3月
